

第12章 管理運営

12-1 大学の管理運営

目 標

- a) 法人本部とともに、教育、研究及び管理系組織、教職員の適正配置、キャンパスの環境整備について不断に点検評価し、改善してゆく。また、ミッションを実現させるための大学の意思決定プロセスを透明化・可視化する。・健全な教授会運営を通して学部組織の適切な管理運営を行うことを目標とする。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会の権限と役割は「東海大学学部教授会規程」(規程番号 520)および「東海大学学則」(規程番号 50)に明記されており、教学関係の原則は遵守されている。各学部教授会は、教授准教授および講師を構成員とし、学部長が議長となり、原則として毎月一回開催され、(1)教育および研究に関する事項、(2)学生の学籍移動に関する事項、(3)教務および学生生活に関する事項、(4)総長又は学長の諮問に関する事項、(5)その他必要と認められる事項に対し審議している。構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席人員の過半数の賛成を要するとともに教授会の議決は、総長および学長の承認を要することとなっている。それぞれの活動の記録は、議事録として教学部が記録するとともに各学部長の下に保管されている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、各学科主任や必要に応じて常任教務委員等の担当者とともに「主任教授会」を組織し、各学部等との情報交換や連絡調整を行っている。通常は、学内における決議機関である「学部長会議」での審議結果に基づき、上記「主任教授会」で時間をかけて審議し、そこでの議論を基にした基本方針の下に教授会での審議を行っている。それゆえ、学部長と教授会の関係は良好な関係が保たれ学部運営のガバナンスと組織を構成する教員全体からなる教授会とのそれぞれの機能はうまく連携が取れており、また機能分担も適切に図られている。各学部長は、その議長として学部長会議での決定事項および学部全般に関する情報を適切に学部教授会に報告している。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学各学部における決議機関としての学部教授会での審議や提案事項は、学部長を通じて、大学全体の決議機関である「学部長会議」にて審議されることとなる。「学部長会議」は、学長を中心に、各学部に関わる検討事項を全学的な視点から扱い、審議し結論を出している。それらの結果は、学部長を通じて、各学部へフィードバックされており、結果的に各学部の取り組みは、大学全体の活動の中で学長方針に基づき適切に実施されていく仕組みとなっている。それゆえ、各学部教授会と全学的審議機関である学部長会議とは、それぞれ機能分担しているととともに良好な関係を保っている。

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

東海大学では、大学院の運営は、学部および教育系のセンターに所属する専任教員によって構成されている。研究科長は、研究科の教育研究が滞りなく機能するよう、定期的な委員会を開催し、必要な審議、情報交換を行っている。また研究科に関わる各種委員会をその下に設置している。研究科の運営に関しては、研究科長が運営の中心になって活動を展開している。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

全学の研究科の研究科長は、毎月開催される「大学院運営委員会」で関係する議事に関して審議

をおこない、全学的な施策の枠組みの下に運営を行っている。この「大学院運営委員会」には、全学部の学部長も同席しており、あわせて「学部長会議」もまた同じメンバーによって構成され開催されている。よって学部長と研究科長は同じ情報を共有しており、また研究科を構成するメンバーが学部等に所属していることから、研究科委員会および教授会で審議される内容等に関しては、相互に矛盾することなく機能分担を図りながらうまく機能している。

2) 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続

項目番号 248)

学長、学部長、研究科長の選任手続きの適切性、妥当性

学長は、理事会にて指名され選任されている。学部長および研究科長は、「東海大学学長及び副学長選任規程」(規程番号 1151) および東海大学規程「東海大学学部長及び主任選任規程」(規程番号 1211 番) で規定されている。即ち、学長が常務理事会と情報共有しつつ、教育研究活動等を考慮し、推薦し、理事長が任命している。原則 1 期 2 年とし、最長 3 期を担当している。これまでのところ、この方法による問題は発生していない。常務理事会および学長が選任、指名していることから、多数の学部を抱える本学にとって、大学としての共通の方針の下で、例えば、入試等を共通のシステムにより運営することが可能になる等、諸施策の展開が可能となっている。20 学部 23 研究科を抱える大学にとっては妥当かつ適切な方法であると考えられる。

項目番号 249)

学長権限の内容とその行使の適切性

大学全体の施策に対して、統括責任を有している。学長方針に基づく施策に関しては、「学部長会議」、「大学院運営委員会」を通じて、それぞれ学部長および研究科長に指示依頼をするとともにそれぞれの学部、研究科においては、各学科課程専攻の主任、研究科の各主任を通じて、各教員へ方針が伝わるようにしている。一方、現場からの要望等に関しては、上と逆のルートをもって学長へと伝達される、もしくは、各種委員会を通じて学長へ答申されることとなっている。様々な課題への対応が必要となる時代において、学長のガバナンスを発揮させることの可能な妥当で適切なシステムであると考えられる。

項目番号 250)

学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

学部長および研究科長は、ともに学長の推薦、理事長により任命されており、その権限については、特に規程等では定めていない。毎月開催される学部長会議および大学院運営委員会において、さらには年 1～2 回開催される学部長研究科長懇談研修会にて、学長方針および中期目標に基づき、その時々においてなすべきことが情報として共有され、それぞれのマネジメントの下に適切な運営がなされている。

項目番号 251)

学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長の下に、5 名の副学長が担当ごとに設置されている。即ち企画担当副学長、教育研究担当副学長、事務担当副学長、北海道キャンパス担当副学長、九州キャンパス担当副学長である。それぞれが担当する分野において、学長と連携を取りつつ適切な活動が展開されている。

3) 意思決定

項目番号 252)

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

意思決定の内容にも依存するが、一般的には、大学としての意思決定が必要な事案に対しては、毎週開催される学長、北海道と九州担当を除く副学長、および事務系の部・センター等の所長とで開催される「部長連絡会」にて、企案議事が審議され、その後、毎月一回開催される「部長会」にて審議、その後、学部長会議もしくは大学院運営委員会にて結論が出されるようになっている。

その他のケースでは、各担当部署から、上申書を用いて稟議、関連する部署を経由して決済されることにより実施される。議案の内容によっては、大学からさらに常務理事会、あるいは理事長へ上申書が回覧され、決済を受ける仕組みとなっている。

4) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

項目番号 253)

評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

学長、全副学長、全学部長、全研究科長、教育系および事務系の部・センター所長で構成され

る「学部長会議」および「大学院運営委員会」は、大学としての最高決議機関であり、項番 252 でも記したように、そこまでの各段階で審議されてきた議案が最終段階として結論が出される仕組みとなっている。

5) 教学組織と学校法人理事会との関係

項目番号 254)

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

本学の法人は、東海大学以外に、国内に、3短大、14高等学校(7中等部を含む)、1小学校、4幼稚園を抱えている。予算的にもまた関係する業務においても大学が関わる部分が圧倒的に大きく、学部長会議、大学院運営委員会および学生の受け入れ、卒業判定等教学関連の審議には、法人学務担当理事も同席している。初等中等教育機関との連携、教員人事、補助金に関わる申請や学部の設置等に関わる文部科学省との調整・申請等、大学と法人の間では、密接な情報の共有と連携を図るべく、学長および事務担当副学長が常務理事として、また学内から3名の教員が理事として関与している。機能分担、権限委譲の視点から見れば、それぞれの果たすべき役割は明確であり、適切な関係が保たれていると言える。

6) 管理運営への学外有識者の関与

項目番号 255)

管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

大学として、学外の有識者が直接管理運営に関わる制度は設けていないが、法人理事会および監事のメンバーとして、それぞれ4名および1名が学外有識者として関わっている。学園として、大学の教育研究活動も含め、その運営や経営判断において、理事会における審議のみならず、適宜適切な助言や指示を行っている。

7) 法令遵守等

項目番号 256)

関連法令等および学内規定の遵守

大学設置基準を順守するとともに、大学基準協会による第三者評価(相互評価)結果における助言・勧告に対して、適正な対応をしてくれている。

教育研究活動を中心とした指摘事項への対応については、大学内での自己点検・評価活動を統括する委員会として、学長の下に設置されている東海大学大学評価委員会(事務局:学長室評価・連携室)において具体的な検討が行われている。2010年度からは、上記委員会の委員として、外部委員を1名含めることとしている。なお、指摘事項の中でも、文部科学省等からの通達、設置基準等、学園全体にかかわるものについては、法人本部高等教育部と学長室企画課の連携の下で対応している。

検討された改善策を実行するための承認プロセスとしては、まず学長室企画課が事務担当となる学部長会議において基本方針と具体的な改善策を立案の上、学事系の課題であれば、学部長会議の審議・承認を経た上で、全学的な実施に至る。

さらに、法人組織内には監査室が設置されており、業務監査のうち「契約書に関わる監査」を中心に、現地調査による方法で監査を実施している。監査室は、内部監査組織であり、専任職員3名で構成されている。公益通報者保護法の通報相談窓口となるとともに、種々の契約において学内規程どおりに手続きがなされているかどうか、大学に不利な契約となっていないか等を監査し、同時に契約書の勉強会を実施している。なお、現状では、「契約書に関わる監査」に傾注しているが、教学監査の重要性も認識しており、現在は監査協会等を通じた情報収集を行っている段階である。監査における学外者としては、大学の役員、職員を経験していない者から選任される「監事」がこれに相当する。

なお、財務上の適正執行状況の確認については、定期的に内部監査が行われている。

項目番号 257)

個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

『個人情報保護法』に基づいた、個人情報保護への取り組み、およびその規定について、東海大学では個人情報保護の重要性を十分認識し、法律の施行に先駆け、「東海大学個人情報保護に関する規程」を2004年4月に制定し、運用している。個人情報管理者や個人情報保護申立審査会委員長に対する個人情報の開示請求、訂正または削除請求等は、各キャンパスの教学課または総務課で受付けており、これらの情報は、学内外に対して、ホームページ上で周知している。

点検・評価

＜目標の達成度＞

a) 教育、研究及び管理系組織、教職員の適正配置、キャンパスの環境整備について、施設にもっとも関わりのある法人のファシリティ部門を大学キャンパス内へ移動し、情報伝達の簡素化を図る等、不断の点検、改善をおこなってきている。また2009年度より、学長室長を法人高等教育部の部付とすることで、情報の共有と組織、教職員の適正配置に関する協議をより容易に行えるようにしたことで、意思決定プロセスは、以前にまして透明化してきている。学部の運営においても「学部長会議」「教授会」「主任教授会」また「大学院運営委員会」をはじめとする縦と横の機能が連携していることで、掲げる目標はほぼ達成していると見ることができる。

＜長所としてあげられる事項＞

i) 10キャンパスに広がる20学部87学科、23研究科を抱える本学において、ひとつの建学の理念の下に、教育研究を展開していく中で、入試、教学、研究、教職員管理等を統率するシステムとして、現状のシステムはほぼ円滑に機能している。

＜改善が必要な事項＞

i) 縦と横に有機的に広がる管理運営組織において、決定のためのステップが複数存在することから、迅速な決定が困難となる場合が生じている。
ii) 法人本部が置かれている代々木校舎と大学本部が置かれている湘南校舎という距離的な問題から、教育現場の雰囲気は法人には伝わりにくい場合がある。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

i) 社会の変化や期待に応えるべく、学部や研究科の配置、またカリキュラム内容等、常に改善と改革が必要な時代となっている。それらに素早く応えていくためにも法人を含め関係する部署機関との情報の共有、議論が重要であり、現状のシステムを維持改善し続けていく。

＜問題点の改善方法＞

i) 課題や問題の内容に応じて、責任体制を明確にすることで、法人決済あるいは学長決済を必要としない議案の見極めをすすめ、事務管理業務の簡素化を図る。
ii) 法人組織の中で、大学の事務組織との関わりの深い部署および業務を洗い出し、大学キャンパスへの移設をさらに進めていく。

12-2 学部の管理運営

12-2-1 文学部

目 標

- a) 本学部教授会を、東海大学学部教授会規程第3条に定められた役割を円滑に果たし、さらに、教員間の情報共有を促進する場として機能させる。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

月1回定期的に開催される本学部教授会では、東海大学学則40条にのっとり、承認を必要とする事項（卒業判定、休退学、復学、単位認定、学部内規の制定など）の審議、学部長会議の報告、学部長報告、各種委員会報告などを行っている。

なお、学科・専攻が14、所属教員数も94名（2009年度。専任・特任の合計）と多数であることから、学部長、常任教務委員、学科・専攻の主任で構成される主任教授会において、教授会での審議・報告事項についての予備審議および詳細な報告・調整が行われている。

また、教務・広報・評価など、学科・専攻を横断して実施する学部運営のための業務については、各種委員会や部会を設置して連絡・調整・運営・企画立案等を行い、必要に応じて教授会での報告・審議を行っている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

「東海大学学部教授会規程」および「東海大学学則」に明記されている学部長の職責は、学部長会議の構成員となることおよび学部教授会を招集し議長となることである。学部長は前者の職責を果たすことによって学部と学部長会議のパイプ役となり（学部に関する重要事項は学部長会議の決定事項）、後者の職責を果たすことによって教授会との連携協力を実現するシステムが取られている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

全学的審議機関である学部長会議は、（項目番号 244）に記載した通り、学部長をパイプ役として学部教授会と接続・連携している。また、学部代表が選任されない全学的審議機関での決定事項については、教授会を通じて周知・確認が行われる。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本学部教授会を、東海大学学部教授会規程第3条に定められた役割を円滑に果たし、さらに、教員間の情報共有を促進する場として機能させる。

本学部教授会に関しては、学部長会議の要旨が学部長から全教員へメールで配信されることで、学科・専攻によって情報共有の機会に差が生ずることはなくなった。また、各種委員会からの報告事項も、教授会直前にメール配信されることで、効率的な議事運営が行われており、目標は達成されている。

<長所としてあげられる事項>

本学部教授会では、学部長会議の要旨や各種委員会からの報告事項が事前にメール配信されることで、情報が共有され、また教授会での効率的な議事運営が図られている。

＜改善が必要な事項＞

特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

現在、教授会の円滑な運営や情報の共有のために実施されている学部長会議の報告事項や各種委員会からの連絡事項のメールでの配信を、今後も実施していく。

＜問題点の改善方法＞

特になし。

12-2-2 政治経済学部

目 標

- a) 本学部の理念・目的を実現するために、その機能が円滑かつ十分に発揮できる管理体制を学則に従って構築し、運営する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学則 40 条に従って、教授会は、学部長、教授、准教授、講師および助教によって組織され、本学部に関する次のことを審議し、学部運営の中核機関として機能している。

- ア. 研究および教育に関する事項
- イ. 学籍移動に関する事項
- ウ. 教務および学生生活に関する事項
- エ. 総長または学長の諮問に関する事項
- オ. その他必要と認められた事項

学部教授会を補完するため、主任教授会と学科会議が開催されている。主任教授会は、原則、学部長と3学科主任と教務委員をメンバーとして運営されるが、必要に応じて広報委員および就職委員が加わることもある。主任教授会も学科会議も月1回の定例会議以外にも必要に応じて開催されている。これらの会議で検討・審議された上記ア～オに関わる事項は教授会で報告され、教授会での審議を経て政治経済学部の決定事項となる。

学部長はまた、学部運営に必要な各種委員会（カリキュラム検討委員会、FD委員会、点検・評価委員会、就職委員会、入試問題作成委員会、広報委員会、情報処理教育委員会など）の各種委員会メンバーを任命し、教授会はそれを承認する。委員会のメンバーは学部代表者として全学的な会議に出席し、必要な質問や説明を行う。これらの委員会で検討・審議された事項は学部長に報告され、協議・検討される。その後、教授会で報告され、教授会での審議を経て本学部の決定事項となる。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学部では学部教授会は学部運営の最高意思決定機関として機能し、本学部の上記ア～オの事項審議に関わる最終決定権を有する。学部長は上記ア～オの事項に関わる管理運営業務のマネジメントを行い、その方針・方法・成果において教授会よりチェックを受ける。教授会の認証なしに学部長の独断で業務が執行されることはない。管理運営のPDCAサイクルの中で両者の連携協力関係と機能分担はなされている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

教授会においては、毎月1回開かれる学部長会議に代表される全学的な審議機関における決定事項が報告され、教員の共通知識となるように配慮している。これら機関から学部の意見を求められた場合は、教授会で協議し学部長または当該委員が報告している。学部教員および学部委員会において提示された質問・要望事項に関しても学部長または該当委員が全学的な審議機関において学部を代表して質問・要望している。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本学部の理念・目的を実現するために、その機能が円滑かつ十分に発揮できる管理体制を学則に従って構築し、運営する。

学部の管理運営に関する主要事項は主任教授会（必要に応じて各種委員会メンバーも含まれ

る）において協議・審議され、教授会において審議・承認されている。学科独自の管理運営に関する事項に関しては学科会議で協議・審議・処理されているが、それらに関しても主任教授会での報告を義務づけている。現在まで、この方法で問題なく運営管理が行われている。

＜長所としてあげられる事項＞

現在、問題は生じていないので、学部は適切に運営管理されている。

＜改善が必要な事項＞

特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

現在の状態を維持・継続し、今後もPDCAサイクルを適切に回していく。

＜問題点の改善方法＞

特になし。

12-2-3 総合経営学部

目 標

- a) 各学部教員が教授会の審議事項の内容を十分に把握し、伝達事項やその内容を正確に理解する。
- b) 役割分担および機能分担を明確にし、教授会が十分に機能するように努力する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、東海大学学則第40条において「学部運営の中核機関」と規定されている。その組織は、東海大学学則第40条に則り、学部長、教授、准教授、講師および助教によって構成されている。教授会は東海大学学部教授会規程第4条に基づき学部長が招集し、原則としてその議長となる。また、教授会は同規程第5条に基づき原則として月1回開かれている。同条項にはまた、学部長に対して自ら必要と認めた場合に教授会を招集する権限と、構成員の3分の1以上の者の申し出がある場合に教授会を招集する義務とが定められている。教授会は上記学則項目の定めるところにより、1) 研究および教育に関する事項、2) 学生の学籍異動に関する事項、3) 教務及び学生生活に関する事項、4) 総長または学長の諮問に関する事項、5) その他必要と認められる事項について審議する。教授会には、構成員のほか、上記学部教授会規程第2条に基づき各部署の部長、次長、課長が必要に応じて出席している。これは教授会の議決にあたり、議事内容に関する説明等に対処し審議の円滑化を図ることを目的としたものである。

教育課程については、「東海大学学部教務委員会規程」に基づき、各学部において委員長（委員の互選）の招集により開催され、当該学部の学科等より選出され当該学部教授会、学部長会議の承認を得た各1名の委員によって構成された学部教務委員会で審議される。委員会は教務に関する事項について審議し、本委員会が決定した事項は、学部長会議の承認を得た上で、学部教授会で実行に移す手続きがとられることになっている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の現状は次のとおりである。学部教授会では、東海大学学則第40条に基づき、学部長の招集により、学部長を議長として審議事項の議決を行い、また報告事項の伝達を行っている。学部長は、上記学則第41条に定められた学部長会議の構成員として学内の全般的問題を討議し、その結果を学部教授会に提示し、審議事項についてはその議決を求め、また報告事項についてはその伝達を行っている。学部長は、学部教授会の議決に基づきその内容を学部長会議に報告することにより、東海大学学部教授会規程第8条に定めるとおり、議決が効力を持つうえでの要件となる総長および学長の承認を得るために実質的な手続きをとる。そして、承認後に学部教授会に報告する。

学部長は上記教授会規程第10条に基づき、学部運営の組織的強化や教育・研究体制の一層の充実等を目的とし、あるいは学部教授会の審議の円滑化を図るため、必要に応じて委員会の開催を学部教授会に要請する。とくに学部教授会開催前には定例として学科主任に審議事項等の説明を行い、学科会議を通して学部教員への事前周知を図っている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の現状は次のとおりである。学部教授会では、東海大学学則第40条に基づき、学部長の招集により、学部長を議長として審議事項の議決を行い、また報告事項の伝達を行っている。学部長は、上記学則第41条に定められた学部長会議の構成員として学内の全般的問題を討議し、その結果を学部教授会に提示し、審議事項についてはその議決を求め、また報告事項についてはその伝達を行っている。学部長は、学部教授会の議決に基づきその内容を学部長会議に報告することにより、東海大学学部教授会規程第8条に定めるとおり、議決が効力を持つうえでの要件となる総長および学長の承認を得るために実質的

な手続きをとる。そして、承認後に学部教授会に報告する。

学部長は上記教授会規程第10条に基づき、学部運営の組織的強化や教育・研究体制の一層の充実等を目的とし、あるいは学部教授会の審議の円滑化を図るため、必要に応じて委員会の開催を学部教授会に要請する。とくに学部教授会開催前には定例として学科主任に審議事項等の説明を行い、学科会議を通して学部教員への事前周知を図っている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 各学部教員が教授会の審議事項の内容を十分に把握し、伝達事項やその内容を正確に理解する。

学部教授会開催前には定例として学科主任に審議事項等の説明を行い、学科会議を通して学部教員への事前周知を図っている。また、審議事項の承認および報告事項の伝達における意思疎通についても問題がない。そのため目標は達成した。

- b) 役割分担および機能分担を明確にし、教授会が十分に機能するように努力する。

学部長は、全学の問題点について審議する学部長会議の構成員であり、学部教授会の議長でもある。また、学部長は、適宜主任連絡会および各種委員会を開催することができ、教員も、教授会に限らず主任あるいは当該委員会委員に意見等を託すことができる。以上の点からいえば、学部教授会と学部長との間の連携協力関係あるいは機能分担についての現状はおおむね適切であるといえる。また、学部教授会と学部長会議(全学的審議機関)の役割は明確に分担されており、それぞれ十分な機能を果たしているものと考えられる。そのため目標は達成した。

<長所としてあげられる事項>

学部教授会の資料を開催1週間前に各教員へ配布し、学科会議を開催している。

<改善が必要な事項>

学部長会議の日に学科主任連絡会議を開いて教授会への準備を行っているが、これまでのところ連絡のみに終わることが多い。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

事前に審議事項の内容を把握できるのは、教授会で審議をする上で効率が良いシステムであるため、今後も継続していく。

<問題点の改善方法>

今後は、学部長会議の議題内容について、議論を行う方向へ進めていく。

12-2-4 法学部

目 標

- a) 学部本来の教育活動および大学から学部課せられたミッションを効率的に遂行するために、委員会方式を活用するとともに、学部長と学部が一体となって業務を遂行する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会の権限と役割は「東海大学学則」および「東海大学学部教授会規程」に明記されており、教学関係の原則は遵守されている。本学部教授会は学部運営の中核機関であり、その決定に基づいて学部が運営されている。教授会はすべての専任教員によって構成され、原則として月1回開催される。学部長が議長となり、全員が対等な議決権を有している。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

「東海大学学部教授会規程」および「東海大学学則」に明記されている学部長の職責は、学部長会議の構成員となることおよび学部教授会を招集し議長となることである。学部長は前者の職責を果たすことによって学部と学部長会議のパイプ役となり（学部に関する重要事項は学部長会議の決定事項）、後者の職責を果たすことによって教授会との連携協力を実現するシステムが取られている。これら学則および規定に基づく機能分担は適切であると考えている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

全学的審議機関である学部長会議は、(項目番号 244) に記載の通り、学部長をパイプ役として学部教授会と接続・連携しているといえる。学部代表が選任されない全学的審議機関では、学部の意見が聴取されることはないの、学部は専ら全学的決定事項の具体的遂行の役割のみを担うことになる。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部教授会内における協力関係は良好である。大学と学部教授会に関しても、通常は問題なく大学の決定方針を実現している。ただ、2010年度カリキュラム改訂作業では、当初、大学が定めた大学全体の基本方針および基準と学部の希望に齟齬が生じたという問題が発生したが、学部教授会および学部長が一致協力して討議・検討の末、最終的には大学が定めた大学全体の基本方針および基準に従ったカリキュラムを完成させた。このように、大学から学部課せられた任務については、学部長および学部が一体となって効率的に遂行されているといえ、大学から学部課せられたミッションを効率的に遂行するという目標は達成されていると考える。

<長所としてあげられる事項>

- i) 大学の方針を全学統一的に実現する運営体制が構築されている。
ii) 委員会方式を積極的に採用するとともに、委員会への委託事項を明確にすることによって、研究科内の業務の役割分担が明確にされている（委員会には学部と共通するものが少なくないが、大学院独自のものとして、2009年度には大学院FD活動部会などの3委員会および部会が設けられている）。

<改善が必要な事項>

- i) 学部内の管理運営に関して問題となることはないが、学部の特殊性や独自性より大学の方針を優先する場合が多い。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) これまでと同様に、大学の方針を尊重する。
- ii) 今後もこの施策を継続する予定である。

＜問題点の改善方法＞

- i) 大学全体の統一性の維持と学部の独自性の発揮は、表裏をなす問題である。学部としてはこれまでも関係機関との協議および折衝を重ねる中で学部としての特殊性や独自性の発揮を試みてきたが、今後もこの方法を継続する予定である。

12-2-5 教養学部

目 標

- a) 健全な教授会運営を通して学部組織の適切な管理運営を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部教授会は、原則として毎月1回開催され、東海大学学部教授会規程第3条にあるように、学部長、学科・課程、教養学部各委員会、学部の構成員から出されたすべての審議事項、すなわち、(1) 研究および教育に関する事項 (2) 学生の学籍異動に関する事項 (3) 教務および学生生活に関する事項 (4) 総長または学長の諮問に関する事項 (5) その他必要と認められる事項、の審議を行う学部の最終的な意思決定の会議体である。本学部教授会は、東海大学教授会規程、教養学部教授会規程にしたがって、現在まで適切に運営されている。また、教授会の運営については、主任教授会、教養学部評価委員会によって常に検証されている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学部では、全学の学部長会議が開催された次の週に、学部長、各学科・課程の主任と副主任、常任教務委員、学部各委員会委員長（教養学部評価委員会、教養学部教育・研究推進委員会、教養学部広報委員会、SOHUM推進委員会）の12名をメンバーとする主任教授会が開かれ、その次の週に学部教授会が開催される。主要な審議事項、報告事項は、主任教授会で審議され、教授会に廻される。これは、時間のかかる議題について、あらかじめ、各学科・課程と委員会で十分な時間をかけて審議するためであり、教授会と学部長の関係は良好である。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学部教授会での審議結果は、学部長から学長や学長室その他の大学各部署へと連絡され、学部からの要望等は学部長会議等で審議される。反対に学長あるいは、各部署からの要望は学部長を通して学部には伝えられて、教授会で審議されるようになっている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 健全な教授会運営を通して学部組織の適切な管理運営を行う。

教授会は、大学と学部をつなぐ最も重要な会議体として円滑に運営されている。学部構成員からの要望や意見は、各主任・副主任、各委員会、あるいは個人として学部長に伝わり、反対に学部長の意向も教授会を通して個人によく伝わるシステムが構築されている。学部長の学部運営と教授会の運営については、学部評価委員会と主任教授会によって検証されており、学部の運営は民主的になされている。このように、「健全な教授会運営を通して学部組織の適切な管理運営を行う」という目標は達成されている。

<長所としてあげられる事項>

教授会は、学部の全構成員が出席する会議であり、限られた時間の中では、ひとつの重要な審議事項に十分な時間をかけられなくなる恐れがある。本学部では、2008年度より学科・課程や各委員会と教授会の間にメンバーを拡大した主任教授会を置くことにしたが、主任教授会で十分な時間を取って審議することで、学科・課程や委員会、個人からの意見を尊重して、調整を図ることができるようになった。主任教授会は、全専任教員の約4分の1の12名が正式メンバーであることから、学部長と教授会、教員個人の意思の疎通が図られ、民主的な運営が可能になっている。また、教授会の審議時間の短縮により、教授会終了後に学部情報連絡会を開催し、学部外から専門教職員等を招いて、入試広報の問題、就職問題、学生生活の問題などを重点的に話し合える体

制を取っている。

<改善が必要な事項>

学部内の意思の疎通は十分に図られているが、学部長会議での時間が十分に取れないため、大学と教養学部との情報交換が十分でない場合がある。大学からの情報は学部に伝わるのが遅く、学部からの要望も回答まで時間がかかることが多い。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

学部内の横のつながりを重視する「SOHUMプログラム」の導入によって、学部運営においてもますます風通しの良い状況を作る。

<問題点の改善方法>

学部長会議では十分に時間がとれないため、緊急な課題に対処できる組織（学部長連絡会等）を新たに設置し、学部と大学の意思疎通をスムーズに図れるよう大学上層部に促していく。

12-2-6 国際文化学部

目 標

- a) 教授会は、学部運営に関する意志決定機関としての役割を果たし、学部所属教員が情報を共有し、教育の改善、学部運営には全教員が参加する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学学部教授会規程に基づき、教授会は学部長が招集し、毎月 1 回開催される定例教授会と、必要に応じて開催される臨時教授会があり、本学部にも所属する全教員（特任教員を含む）の出席が義務づけられている。学部長は教授会に出席し、学部運営および大学全般の重要事項について報告するとともに、所属教員の意見・要望を集約する。教授会では、教学・事務・研究に関わる事項の審議を行うほか、各種委員会、学部・学科行事、学生の動向などについての報告が行われる。通常は、この教授会の後に、学科会議が開催され、さらに詳細な検討が行われている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は毎月 1 回の定例教授会および臨時教授会を招集し、教育、研究、人事等の学部運営について審議を諮問する。また、教員の採用、所属教員の昇格等について、学長に対して提案を行い、その結果を学部教授会に報告する。その他、学科および所属教員の意見・要望を受けて関係部署と連携し対応するのも学部長の役割となっている。学部長は、学部運営に関して決定権を有するが、学部教授会の審議結果を尊重し、学長や法人本部に対しては学部の代表として意見・要望を呈する。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割の適切性

学部教授会は、学長からの諮問等に対して検討・審議を行うとともに、学部教授会としての改善の要望等を学長に提出するための組織でもある。学部長会議は学則第 41 条に基づいて設置されており、(1) 大学運営に関する基本的事項、(2) 大学の各学部、学科に関する重要事項、(3) 総長または学長の諮問に関する事項、(4) その他必要と認められた事項について審議する。学部長は、この学部長会議や入試判定会議等に出席し、学部教授会で審議した事項について報告を行い、学部教授会を代表して意見を述べる。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 教授会は、学部運営に関する意志決定機関としての役割を果たし、学部所属教員が情報を共有し、教育の改善、学部運営には全教員が参加する。

学部の教育改善、運営改善等のために教員の情報共有による参加を目標としていることから、教授会運営については、教授会での情報伝達だけではなく、教員向け Web サイト、メーリングリストを通じた情報共有を行っている。また、教授会の下に、学科会議が設置されており、教授会での検討事項は、学科会議での検討を経て教授会で検討されるなど、学部運営に全教員が関われるシステムとなっている。そのため目標は達成した。

<長所としてあげられる事項>

学部長会議等の上位の会議の議事録は、教員向け Web で公開されているほか、教授会では学部長が要点の報告を行うなど、学部だけでなく大学全体の運営についての情報を、全教員が共有できるようになっており、教育改善、運営改善についての情報を共有できている。

＜改善が必要な事項＞

本学部として、学部教授会については特段改善すべき点は認められない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

学部の管理運営の基本は情報の共有であり、学部長が入手した情報は、基本的に全教員が共有すべく月例の教授会における学部長会議等報告、Web やメーリングリストを利用しての情報共有を行っており、今後もこのような方法での情報共有を行い、全教員が学部の管理運営に参加できるようにする。

＜問題点の改善方法＞

特になし。

12-2-7 理学部

目 標

- a) 学部、研究科の教育目標を実現するために必要な学部・学科組織の意志決定の過程を効率良く各教員に周知する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学則 40 条の教授会についての規定、および、学部教授会規程第 3 条に従って、教授会を開催し、学部長が、学部長会議の報告事項を報告し、審議事項を審議している。各種委員会の委員による報告事項も、ここで報告されている。審議事項については、教授会の承認を得て、決定されている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長の連携・協力関係および機能分担の適切性

学部長および 4 学科と基礎教育研究室の主任、理学部常任教務委員の全 7 名により構成される、主任会議を毎週開催しており、学部運営に必要な事項は、恒常的に、学部長、学科主任との間で調整・協議する。主任は学科単位で教室会議を開き、必要事項を学科の教員に伝えて検討し、学部長と一般教員との意思疎通を図っている。また、常任教務委員は、不定期ではあるが、教務委員会を開催して常任教務委員会の報告をしている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および、役割分担の適切性

学則第 4 1 条の規定に基づき、学部長会議、常任教務委員会が開催され、学部長は、その会議内容を教授会において報告している。また、審議事項については審議している。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部、研究科の教育目標を実現するために必要な学部・学科組織の意志決定の過程を効率良く各教員に周知する。

項目番号 244 に書いた通りであり、目標で掲げた点は達成されている。欠席者に対しては後日会議資料を配付している。

<長所としてあげられる事項>

教授会、主任会、教務委員会などで審議され、その結果は各教員に周知されている。

<改善が必要な事項>

特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

会議で審議された事項および報告事項を会議資料として教員に配布することを今後とも継続し、会議内容の周知を図る。

<問題点の改善方法>

特になし。

12-2-8 情報理工学部

目 標

- a) 教授会はミッション・シェアリング・シートに記載されている目標を実現するための方策を議論・検討することを目標とする。本学部ミッション・シェアリング・シートにおける主要な目標は、カリキュラム改定における初年次教育、社会人教育の充実、きめ細かな学修指導、また社会貢献や外部交流の支援とともに障害学生の支援もふくまれている。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、大学の基本的教育方針に沿いながら、学部内の教育上の大きな指針を審議し、決定する。同時に、学部の教育方針に沿ったカリキュラムの構築と点検・評価を統括する。学部内に多くの委員会を作っており、その委員会で審議し、作成された案が教授会で最終的に審議され、承認されて、決定となる。なお、教授会では、各委員会で審議されないような境界領域のテーマも、その場で発言し、審議することが許されている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、学部教授会における議長となり、学部教授会の進行を担当する。学部教授会においては、各種委員会がまとめた意見を委員長が報告したり、提案したりするが、個人的な意見も積極的に発言できる環境にある。学部教授会は月に1回、開催される。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

全学的審議機関として、学部長会議と大学院運営委員会がある。学部長は、そのいずれにも出席することになっている。これらの会議の報告は、原則として主任会で、資料に基づいて行う。主任会の審議事項、連絡事項あるいは持ち帰り事項は、学科の会議（教室会議と呼ぶ）で、連絡あるいは審議され、テーマによっては再度主任会に戻される。最終的には、学部教授会において審議・決定される。学部教授会で決定した事項は学部長会議において学部の意見として提案される。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 教授会はミッション・シェアリング・シートに記載されている目標を実現するための方策を議論・検討することを目標とする。本学部ミッション・シェアリングシートにおける主要な目標は、カリキュラム改定における初年次教育、社会人教育の充実、きめ細かな学修指導、また社会貢献や外部交流の支援とともに障害学生の支援もふくまれている。

カリキュラム改訂においては、とくに少人数によるゼミナール形式の科目の充実、基礎科目における電気系科目の新設、卒業研究ならびに社会人教育を目指すゼミナール形式の科目を含め、新カリキュラムを策定することができた。障害者支援体制については情報保証のためのノートテイク支援を試行している。教学部と連携が進展した半面、学科内での運用上の問題点も明らかになった。

<長所としてあげられる事項>

主要なテーマについては、各学科の各種委員会で審議・検討された後、教授会にかけられ、効率的に運営されている。また、学部教授会は、本学部がある湘南校舎と高輪校舎、沼津校舎とをテレビ会議システムで結んで情報通信学部と合同で実施されている。関連深い情報通信学部の情報も効率よく得られる。

＜改善が必要な事項＞

テレビ会議による学部合同教授会は、一堂に会した会議に比べて、どうしても顔が見えにくく、お互いの意見の交換には不便なことがある。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

本学部と情報通信学部の連携を強化する。現在は会議システムの活用にとどまっているが、学部管理運用のための電子的システムを構築する。具体的には現在情報科学科で運用されているWebを活用した情報共有のシステムをまずは学部内に拡張する。次に学部間にわたる課題解決については個別のシステムの構築をはかる。

＜問題点の改善方法＞

教授会および各種委員会等においてロケーションをまたぐ会議システムは簡単な議題のみの会議であれば大変効率的である。しかし深い議論をするにはやはり一堂に会した会議が必要である。現在のところ情報通信学部の教員が湘南に勤務している時間も多いため必要とあれば会議の設定を工夫して運用を図っていく。また本学部内における会議も電子的に済ませることができる課題と、深い議論が必要な課題を分け、必要に応じて効率的に運用する体制を構築する。

12-2-9 情報通信学部

目 標

- a) 教授会は、これまでに実施してきた研究・教育、学籍異動、教務・学生生活等についての審議のほかに、2009年度～2013年度の期間で本学部が重点的に取り組む10項目の達成目標（教育・研究の改善と活性化に向けた目標）を示したミッション・シェアリング・シート（ロードマップ）に記載されている内容を議論・検討し、それらの目標の実現を推進する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、学則第40条および学部教授会規程第3条に定められているように、研究・教育、学籍異動、教務・学生生活、総長・学長の諮問、学部運営などの事項について審議する。同時に、学部の教育方針に沿ったカリキュラムの構築と点検・評価を統括する。学部内に多くの委員会を作っており、その委員会で審議し、作成された案が教授会で最終的に審議され、承認されて、決定となる。なお、教授会では、各委員会で審議されないような境界領域のテーマも、その場で発言し、審議することが許されている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、学部教授会における議長となり、学部教授会の進行を担当する。学部教授会においては、各種委員会がまとめた意見を委員長が報告したり、提案したりするが、個人的な意見も積極的に発言できる環境にある。学部教授会は月に1回、開催される。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

全学的審議機関として、学部長会議と大学院運営委員会がある。学部長会議および大学院運営委員会で審議する事項は、それぞれ学部教授会規程第3条および大学院運営委員会規程第5条で定められている。学部長は、そのいずれにも出席することになっている。これらの会議の報告は、原則として主任会で、資料に基づいて行う。主任会の審議事項、連絡事項あるいは持ち帰り事項は、学科の会議（教室会議と呼ぶ）で、連絡あるいは審議され、テーマによっては再度主任会に戻される。最終的には、学部教授会において審議・決定される。学部教授会で決定した事項は学部長会議において学部の意見として提案される。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 教授会は、これまでに実施してきた研究・教育、学籍異動、教務・学生生活等についての審議のほかに、2009年度～2013年度の期間で本学部が重点的に取り組む10項目の達成目標（教育・研究の改善と活性化に向けた目標）を示したミッション・シェアリング・シート（ロードマップ）に記載されている内容を議論・検討し、それらの目標の実現を推進する。

ミッション・シェアリング・シートに記載されている達成目標を実現するために、同シートの行動目標に従い複数の委員会が設けられた。また、それらの委員会で審議された結果が、教授会に報告され、その内容について教授会場で議論、検討が開始されており、目標が達成されている。

<長所としてあげられる事項>

学部教授会は学部の重要事項を審議し、決定する機関であり、また、ミッション・シェアリング・シートに記載されている目標を実現するための方策を議論・検討する場でもある。主要なテーマについては、各学科・教養教育センターで選出された委員で構成される委員会（教務委員会、学部評価委員会、紀要・研究推進委員会、広報委員会、図書委員会、就職委員会、FD委員会、施

設・設備委員会など）で審議・検討される。学部長と学科・教養教育センターとの連携は取れているので、すべての議題について、最初から教授会で審議・検討する必要がなく、効率的に運営されている。

<改善が必要な事項>

各種の委員会で十分に議論されているので、学部教授会においては必ずしも毎回多くの意見が出る訳ではない。2008年の改組・改編で設置された本学部は、情報理工学部、開発工学部から異動してきた教員が35名（専任教員の76%）であり、現在、旧学部・学科に在籍している3、4年次生の教育も担当している。本学部の教育のみを担当している専任教員は11名（専任教員の24%）である。学部教授会は、本学部がある高輪校舎と湘南校舎、沼津校舎とをテレビ会議システムで結んで実施されている。一堂に会した会議に比べて、どうしても顔が見えにくく、お互いの意見の交換には不便なことがある。また、時間もかかる。しかし、3カ所をテレビ会議システムで結んだ会議は完成年度を迎えるまでの過渡的な措置であり、やむを得ないことである。

学部内の各種委員会の委員は、4学科および教養教育センターから1名ずつ選出されているが、委員会の数が多いので、ほとんどの教員が、何らかの委員に選出されており、全員で学部のことを知り、運営に参加しようとする考えが浸透するのが長所と言えるが、少ない教員数ですべてのことを審議し、決定し、実施する必要があるため、各人に多くの負荷がかかっている。この点が、問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

ミッション・シェアリング・シートに記載されている目標を達成するために、多くの委員会を設けて、教授会の前段で効率的に議論を進めている。開設2年目の本学部では、旧学部・学科の教育にも責任を持って対処する必要性から、教員は3つの校舎（高輪・湘南・沼津）で活動している。各種委員会で自由に意見を交換できる環境にあるが、高輪校舎と湘南校舎と沼津校舎の間に独自のテレビ会議システムを導入して、もっと多くの機会に活発な意見交換ができるようにする。

<問題点の改善方法>

教員が3つの校舎（高輪・湘南・沼津）で活動しなければならない間（旧学科の学生が卒業するまでの間）は、一堂に会して議論する機会を多く設定することは、困難である。そこで、各種委員会でも、テレビ会議システムが活用できるようにする。また、PDCAに終わりはないので、定期的（各学期に2回）にミッション・シェアリング・シートを提示し、議論していく。

12-2-10 工学部

目 標

- a) 本学部における教育・研究を組織的かつ効率的に実施するため適切な管理運営を履行

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部教授会の役割は「東海大学学則第40条」において学部運営の中核機関に定められている。本学部教授会は工学部長を議長として毎月1回程度開催している。教授会は、(1)研究および教育に関する事項、(2)学籍異動に関する事項、(3)教務および学生生活に関する事項、(4)総長および学長の諮問に関する事項、(5)その他必要と認められた事項について審議し、学部運営の中核機関として機能している。また、東海大学学部長会議における審議事項・内容等の周知、学科等からの提案事項など、専任教員が把握する全ての情報が共有されるようになっている。さらに、本学部では以下に示す常置委員会（工学部内会議体）で検討された内容を審議し、本学部としての方針が決定されている。

- ア. 教務委員会
- イ. 広報委員会
- ウ. 就職委員会
- エ. 工学部施設設備検討委員会
- オ. 工学部紀要委員
- カ. 工学部環境委員会
- キ. 工学部FD委員会
- ク. 工学部評価委員会

上記の各種委員会の委員は、まず各学科から委員案を選任し、次いで学部教授会の審議を経てから委員が決定している。各種委員会では、学部長からの諮問等を受けて、適宜に検討を行いその答申案や行動計画案を策定し、学部長の承認ならびに学部教授会での承認を得て活動している。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学部では、学部長と学科主任からなる『工学部主任会』を設置し、学部長の考えに基づいて学部の運営全般に関わる活動内容を決めている。なお、活動内容の詳細については、上に示した各種委員会において検討し、教授会で審議・決定している。『教務委員会』は、学科の教務委員で構成され、学部教育全般に関わる事項を教学課教務係と綿密に相談しながら、学生指導に当たっている。『広報委員会』は、学科の広報委員で構成され、広報課と十分に連絡を取り合いながら、学生募集、さらには大学に関する情報発信に至るまでの広報活動全般を担当している。『就職委員会』は、学科の就職委員で構成され、キャリアセンターと密接に連絡しあい、学生の就職活動全般を担当している。さらに、主任会や各種委員会に加えて、『工学部評価委員会』は学部教員の業績を審査し、『工学部FD委員会』では学部と学科としてのFD活動の実態を把握して授業改善に取り組み、『工学部環境委員会』は本学部の環境活動全般を担当している。これら各種委員会は経常的に開催されている。以上のように、学部長からの諮問等を受けて、それぞれの委員会が与えられた責務を分担することによって、本学部としての目標達成を目指している。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

「東海大学学則第41条」に定められた学部長会議において、過去の外部審査結果を参考にした改善等に努めている。改善の必要性については、学部長から本学部教授会ならびに本学部学科主任会などで提示されている。そのため、専任教員のすべてが外部審査の必要性を十分に認識しており、全面的な協力体制が得られ、改善等の施策については本学部の各種常置委員会が役割を分担

している。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本学部における教育・研究を組織的かつ効率的に実施するため適切な管理運営を履行
 本学部教授会は審議・報告等の場として機能している。教授会と工学部長との連携、および
 本学部各種委員会との連携は有効に機能している。このことから、目標は概ね達成されている。

<長所としてあげられる事項>

学内運営を円滑にするため、本学部各種委員会において機能分担が展開されている。各種委員
 会は本学部専任教員の協力を得て適切に機能している。また、学部外の学内部局との連携も機能
 している。

<改善が必要な事項>

本学部に常設された各種委員会は有効に機能しているが、それら各種委員会の役割等を明示し
 た規程を文書化することが望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

本学部各種委員会においては、以下の主な機能を基本として分担した活動が行われている。こ
 れらの活動を適正に継続するため、工学部ミッション・シェアリング・シート（2009年度から運
 用開始）を活用したPDCAサイクルを構築し、逐次展開を図りながら2013年度末までに各種委員
 会の機能充実を目指す。

- ア. 入学者数を充足するために、工学部の理念・目的・教育目標、および教育研究成果を社
 会に積極的に発信する活動機能。
- イ. 基礎教育、専門教育、研究推進について学部・学科および学部外部局との連携を要する
 活動を円滑に実施するための活動機能。
- ウ. 多様な学生を受け入れるために、学生相談と指導に関わる活動機能。
- エ. 卒業時に学生が志望する企業等へ就職支援を積極的に実施するための活動機能。
- オ. 教育研究活動に係る継続的な評価改善のための活動機能。

<問題点の改善方法>

上記の活動を分担している各種委員会などの機能が明文化されてはいない。そのため、まずは
 その明文化を実施し、来年度以降は明文化された規程に基づいた委員会活動を継承する。その結
 果、改善が必要と判断された項目については、本学中期目標（期間2009年4月1日より2014年
 3月31日まで）、および工学部ミッション・シェアリング・シート（2009年度から運用開始）を
 活用したPDCAサイクルを実施しながら、2013年度末までに完全な目標の達成を目指す。

12-2-11 情報デザイン工学部

目 標

- a) 湘南校舎で開催される全学的な審議機関と、代々木校舎に所在する本学部との調整を図り、教授会で正しく迅速に学部教員全員に周知させることを目標とする。

現状説明

1) 教授会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、学部長を議長として毎月1回開催し、(1)研究および教育に関する事項(2)学籍異動に関する事項(3)教務および学生生活に関する事項(4)総長および学長の諮問に関する事項などについて審議し、学部運営の中核機関として機能している。本学部は教員数も少なく、教学課との連携も密接であるので、役割分担も明確であり、教授会の活動は適切に行われている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学部は2学科のみの小規模な人員構成で成り立っており、教授会と学部長との連携協力は親密になされ、機能分担も何ら問題なくなされている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

本学部は、夜間開講の特殊性に対応しながら柔軟に管理運営を行ってきたため、他学部ほどに外部審査に向けての改善を全面的に行ってきたとはいえない。しかし、専任教員のすべてが外部審査の必要性を十分認識しており、改善などの施策については、工学部委員会の情報を参考に学部長、主任が主にその役割を分担している。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部長会議など全学的な審議機関は主に湘南校舎で開催されており、代々木校舎に所在する本学部とは状況が異なる場合が少なくない。全学的な状況を教授会で正しく迅速に学部教員全員に周知させるため、他学部の教員との連携を図り湘南校舎との連絡を密にしており、目標をほぼ達成している。

<長所としてあげられる事項>

- i) 小規模な学部であり、コンパクトな管理運営がなされ、目標を概ね達成している。

<改善が必要な事項>

- i) 少人数の教員体制であるにも関わらず、学部長、学科主任に負担がかかり過ぎることもある。
ii) 本学部に関連する事項を中心に教授会で報告、議論することにおいては、達成度が高いといえるが、本学部が終焉を迎えることが決まっているので、将来への展望についての活発な意見交換はあまりなされなかった。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

- i) 今年度より教員の中で、一部が湘南校舎工学部に所属することとなったので、将来への改善・改革というものがあまり見えてこない。しかし、所属が異なっても情報デザイン工学部の教員として一致団結し、教授会の活動を全うするよう努めなければならない。コンパクトな学部であるがゆえに、それが可能であると信じている。

<問題点の改善方法>

- i) ii) 学部長、主任に負担がかかり過ぎないように、教職員全員が協力して学部運営と学部のスムーズな終焉を迎えられるよう目指したい。

12-2-12 芸術工学部

目 標

- a) 学部教授会は、民主的かつ効率的な意思決定や学問の自由に配慮して管理運営を行う。
b) 学部教授会は他学部教授会や全学的審議機関と連携をはかり教育研究推進に努める。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は学部長がこれを招集し、その議長となり、原則として月1回、開いている。また、東海大学学部教授会規程により、教授会は本学部に関し、次の事項を審議する。

- ア. 研究および教育に関する事項
- イ. 学生の学籍異動に関する事項
- ウ. 教務および学生生活に関する事項
- エ. 総長または学長の諮問に関する事項
- オ. その他必要と認められる事項

教授会の議決は、出席人員の過半数の賛成を要する。可否同数のときは、議長の決するところによる。2009年度より教授会は、報告事項などを事前の資料配布により周知させ、審議事項に十分な時間を充てることで、実質的かつ円滑な会議運営に努めている。また、前回議事録については、学内ネットワークで確認できる。教授会の議決は、総長および学長の承認を要する。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

教授会は学部長がこれを招集し、その議長となり、議事進行は両学科および旭川教養教育センターの3主任が交替で行う。議題は大学全体会議、学科会議、各委員会などからあがってくるため、事前に主任教授会を開き、議題の確認を行うこととしている。議事録については、複数で確認したあと学部長が確認、学内ネットワークへ載せる。全教員は次回の教授会までに議事録を確認し、教授会で最終確認を行う。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学部教授会と全学的審議機関との連携については、学則第41条に従い月1回開かれる学部長会議で審議・報告されたあと、北海道キャンパス内の学部長連絡会、学部長運営調整会議で詳細について検討し、教授会へ伝えられる。学部長会議は、次の事項を審議する。

- ア. 大学運営に関する基本的事項
- イ. 大学の各学部、学科に関する重要事項
- ウ. 学長の諮問に関する事項
- エ. その他必要と認められる事項

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部教授会は、民主的かつ効率的な意思決定や学問の自由に配慮して管理運営を行う。
管理運営における大学全体との連携については、各学科へは主任教授会、教員個人へは学科会議を通じて民主的、効率的に行われており、全教員へ浸透しつつある。そのため目標は概ね達成した。
- b) 学部教授会は他学部教授会や全学的審議機関と連携をはかり教育研究推進に努める。
学部長を通じて他学部との連携に努めており、いくつかの学部（文学部、工学部、教養学部）と研究・教育面での連携活動が行われた。そのため目標は達成した。

＜長所としてあげられる事項＞

- i) 教授会資料の事前配布により、審議に十分な時間を充てることができるようになった。
- ii) 各会議の流れがスムーズになり、効率的な会議運営が可能になった。
- iii) 三大学統合後は同じ大学の学部として、他学部との連携活動が統合前より容易になった。

＜改善が必要な事項＞

- i) 議事録は学内ネットワークで確認できるようになっているが、当該情報を全員が確認しているかどうかかわからず、議論が希薄になっている懸念がある。
- ii) イベントなどの運営については、一部教員への負担の偏りが見られ、公平性・民主性に欠ける、という意見がある。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 資料の事前配布を継続し、審議に十分な時間を充てられるようにする。
- ii) 各会議の審議到達点を必ず確認し、会議間のつながりをスムーズにする。
- iii) 他学部との教育・研究面における連携を推進するため、他学部との情報交換・交流に努める。

＜問題点の改善方法＞

- i) 議事録確認を行ったかどうか確認できるようなシステム構築の可能性を確認する。
- ii) 教員同士が意見を述べやすい雰囲気づくりに努め、教員負担の公平性・民主性に配慮した運営を行うための議論を行う。

12-2-13 産業工学部

目 標

- a) 教授会の権限を十分発揮し、学部教授会と学部長が連携協力し、活気のある学部運営を行うことを目標とする。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学部長が招集し、構成員の3分の2以上の出席により成立するものとしている。原則として各月の第3火曜日に開催され、学部長が議長として議事を進行している。議事は審議事項と報告事項からなり、審議事項は、出席者の過半数によって議案の可否を決定することとしている。報告事項は学部長および各種担当委員から報告することとしている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部の運営事項については、原則として主任・教務委員会の審議を経て、教授会に提案され審議される。主任・教務委員会が学科教員の意志を反映している主任・教務委員会を機能させることにより学部教授会と学部長との間の連携協力関係の強化を図っている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学部教授会では、原則毎月1回第1水曜日に開催される学部長会議（全学的審議機関）における「大学の各学部、学科に関する重要事項の審議事項」などの報告とともに、常任教務委員会や入試企画専門委員会など、全学的審議機関に委員として参加している教員からの各種の報告もなされる。さらに、各種学内機関からの報告書の作成依頼、検討依頼事項の最終審議の場ともなっており、全学的機関との間の連携および役割分担は、適切に実施されている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 教授会の権限を十分発揮し、学部教授会と学部長が連携協力し、活気のある学部運営を行うことを目標とする。

教授会の権限は学則に則って十分尊重されており、また教授会は適切に運営されている。教授会と学部長との連携協力関係は、学部長が教授会に議題を提案する場合、事前に主任・教務委員会等で議論を行っているため、良好である。そのため目標は達成した。

<長所としてあげられる事項>

教授会の権限は学則に則って十分尊重されており、また教授会は適切に運営されている。教授会と学部長との連携協力関係は、学部長が教授会に議題を提案する場合、事前に主任・教務委員会等で議論を行っているため、良好である。

<改善が必要な事項>

主任・教務委員会は、教授会と学部長との連携協力関係を維持するために最低限の機能は果たしているが、その内容は三大学統合の直後でもあったため、各種ルールの統合に対する業務が主であった。教育現場で生ずる学部独自の課題の抽出とそれへの取り組みを促進することが望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

教授会の役割、教授会と学部長の連携協力関係については基本的に現状を維持していく。

<問題点の改善方法>

学部独自の課題の抽出とそれへの取り組みについて、主任・教務委員会で積極的に議題として取り上げる。

12-2-14 開発工学部

目 標

- a) 学部に定められた案件の審議、学部長会議等の決定事項伝達。
- b) 全学的意思決定機関である学部長会議との連携、適切な学部運営。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学学則第13章第40条、ならびに学部教授会規程第1条に基づき、開発工学部教授会が設けられている。学部教授会は教授、准教授、講師および助教を以って構成され、必要に応じてその他教職員を加えることができる。また、必要に応じて主任教授会、その他委員会を置き、重要事項を事前に審議している。学部運営の基本方針、沼津校舎学年暦、研究費配算、人事等の重要な案件に関しては、主任会議で事前に審議、学部教授会にて報告・承認されている。学部長会議の報告も主任会議で行われている。また、教務、学生指導、業績評価、教職、紀要、広報、就職等は、各々の委員会で審議され、学部教授会にて報告・承認されている。

以上のように、学部教授会は大学の運営方針、学部長会議の決定事項に従い、適切かつ厳格に運営されている。さらに、学部教授会開催時には必ず記録係を置き、議事録を作成させ、この議事録は学部長が保管している。なお、教授会での審議事項は、学部教授会規程第3条に、以下の通り定められている。

[学部教授会での審議事項]

- ア. 研究および教育に関する事項
- イ. 学生の学籍異動に関する事項
- ウ. 教務および学生生活に関する事項
- エ. 総長または学長の諮問に関する事項
- オ. その他必要と認められる事項

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会は学部長が招集し、その議長となり議事を進行する。出席者の3分の2以上を以って成立し、議決は出席人員の過半数を必要とする。なお、可否同数の場合は、議長が決することになる。また、教授会は月1回開催を原則とし、学部長が必要と認めた場合、または、構成員の3分の1以上の申し出がある場合、学部長は臨時教授会を開催しなければならない。このように、学部長は教授会運営に密接に関与しており、重要な連携協力関係にある。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学部教授会は、全学的審議機関である学部長会議等との間で、連携と役割分担が明確にされている。また、学部教授会の議決は総長および学長の承認が必要とされており、その承認プロセスを経て審議議決内容が伝わる体制にある。なお、役割と適切性については、以下の通り実行している。

- ア. 学則に定められた案件の審議、議決を行う。
- イ. 全学的審議機関である学部長会議で決定された方針に基づき、統一した学部運営を図る。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部に定められた案件の審議、学部長会議等の決定事項伝達。
学部運営に関わる案件、研究ならびに教育、学籍、教務、学生、その他の事項について、毎月開催される教授会で、主任会議、各委員会で審議されたものを承認、報告している。過去2年間の教員出席率は91.2%で、欠席届や委任状の提出も徹底されており、その目標は達成され

ている。

b) 全学的意思決定機関である学部長会議との連携、適切な学部運営。

教授会に先立つ主任会議は、学部長が議長となり事前審議を進行している。主任会議、各委員会の機能、役割分担も明確であり、教授会との連携は極めて良好で、その目標は達成されている。

<長所としてあげられる事項>

本学部は沼津校舎唯一の学部であり、学部教授会は本学部としての最高意思決定機関である。教職員は教授会において、直接あるいは間接的に学部長会議等での決定事項、学部および校舎としての決定事項を知ることができる。また、必要に応じて学部長が各学科主任を召集、主任教授会にて重要事項を審議するなど、密接な学部運営を図っている。教職員数が少ないことが、情報伝達の速さと教職員協働という理想的な形として表れている。

<改善が必要な事項>

学部長会議の報告を月1回の学部教授会で行うため、大学の方針や決定事項を教員に周知するのが遅れるのは否めない。事前の主任会議後で報告された内容を、後日、学科会議で周知しているが、既に実施されている事柄もあるため、事後報告となる場合が多い。また、学部教授会で審議する議題は、事前に各種委員会で検討されることになっているが、主任会議のほか11の委員会に60数名の専任教員が割り振られる。少ない教員数の割には委員会が多く、一人の教員が複数の委員を兼ねているため、大きな負担になっている。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

一校舎唯一の学部であることが幸いし、学部教授会での審議承認、報告および意思決定が教職員への迅速な情報提供につながっている。教員数の少ない学部であるため、主任教授会や各種委員会開催にあたり、曜日を調整するなど複数の委員を兼務する教員に配慮している。その長所の伸長方法について以下のことを実践している。

- ア. 学部長、学科主任の連携、情報の共有。
- イ. 事務局教学課と学部長、学科主任の密なる連携、情報収集。
- ウ. 各種委員会との連携、調整。

<問題点の改善方法>

学部教授会での学部長会議報告は、既に決定事項として運用あるいは実施されている場合が多いので、先立つ主任会議、学部教授会での報告を待つのではなく、電子媒体等を通じより速い情報伝達、報告ができるよう改善を図る。また、一人の教員が複数の委員を兼ねて負担になっていることに関しては、関連する委員会を整理統合するなど、改革に向けた方策を実施する。その問題点の改善方法として、以下のことを実行する。

- ①学部長会議報告事項の迅速な情報収集と発信。
- ②教員数減による現状認識と改善案の提案。
- ③各種委員会の適正人数の検証、組織要不要の検討。

12-2-15 海洋学部

目 標

- a) 各種委員会の適正人数の検証、各種委員会・組織要不要の検討。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部の教授会は、「東海大学学則第40条」（1946年制定、2009年改訂）および「東海大学学部教授会規程」（1946年制定、2008年改訂）に定める通り、学部長を議長として学部専任助教以上の教員2/3以上の出席によって、教育研究、学生指導、諮問事項等の審議事項および報告事項について、毎月1回開催されている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学部の管理運営の統括者は学部長であり、学部の管理運営に関する事項の審議・承認機関として学部教授会が設置されている。さらに、本学部には、学部長諮問委員会と教授会の下に各種事項に関する検討・審議の実務を行う各種委員会が設置されている。これら諮問委員会および各種委員会は、学部長および教授会との連携と機能分担がなされている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

全学的審議機関である学部長会議は、「東海大学学則第41条」（1946年制定、2009年改訂）および「東海大学学部長会議規程」（1965年制定、2009年改訂）に定める通り、大学の学長、学部長、各教育研究機関長等によって、大学運営、学部等の重要事項、学長諮問事項等の審議事項について、毎月1回開催されている。この学部長会議においては、学部教授会への審議依頼と学部教授会で審議された事項についての検討・審議がなされ、学部教授会と学部長会議間で連携と役割分担がなされている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 各種委員会の適正人数の検証、組織要不要の検討。

2004年度に学部評価委員会により、学部の管理運営組織の確認と改善、各種委員会等の規程の点検整備を行った。これにより、それまで明確ではなかった、学部長、学部教授会、諮問委員会、各種委員会の役割と連携関係が整理され明確になり、一応の成果があったと考える。

しかしながら、それ以降学部の管理運営組織の確認と改善は行っていないのが現状であり、学部内の企画調整機能の必要性の高まりや、学部改組に伴う管理運営組織の見直しなどの環境変化に対応すべく、管理運営組織の点検整備についてPDCAサイクルの構築が必要である。そのため完全には目標を達成していない。

<長所としてあげられる事項>

学部長諮問委員会と教授会の下に各種事項に関する検討・審議の実務を行う各種委員会が設置されており、学部長諮問委員会および各種委員会は、学部長および教授会との連携と機能分担がなされている。

<改善が必要な事項>

学部を取り巻く環境変化に対応した、管理運営組織の点検整備についてPDCAサイクルの構築がなされていない。

将来の改善・改革に向けた方策

上述のように、2004年度以降学部の管理運営組織の確認と改善は行っていないのが現状であり、上に掲げた目標である、「学部における学部長および教授会、各種委員会間の役割と機能分担と連携関係の明確化を図り、効率的な管理運営を行う」を達成するために、学部の管理運営組織の点検整備と改善を図らなければならない。そのために、以下に示す改善方法を実行する。

<長所の伸長方法>

学部長諮問委員会と教授会の下に各種事項に関する検討・審議の実務を行う各種委員会と学部長および教授会との連携と機能分担についてさらに効率化を図る。

<問題点の改善方法>

学部長諮問委員会である学部評価委員会を中心に、学部の管理運営を効率的に行うための組織形成および機能分担と規程等の整備に関する PDCA サイクルを 2011 年度中に構築する。具体的には、2009～2010 年度にかけて現状の学部管理運営組織における、①現状の把握と問題点の抽出、②問題点の解決を図るための組織改善と役割と権限の明確化。2011 年度において③改善した管理運営組織による学部運営の実施、④改善した管理運営組織の点検評価、を実施する。

12-2-16 生物理工学部

目 標

- a) 学部教授会を規程にのっとり適切に開催運営し、学部長は学部教授会や学部内外の各種委員会と連携して、適切な機能分担を通して学部運営にあたる。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部の教授会は学部の3学科および札幌教養教育センター所属の理系教員を中心に学部長、教授、准教授、専任講師で構成され（規程上の構成員である助教は不在）、2009年度は34名である。8月を除く各月に定例で開催するほか、8月と2月に卒業判定のための臨時教授会を開催することが慣例である。欠席・委任は定例会で0～4名と出席率は高い。審議事項としては、前回議事録、行事予定、学籍異動の確認のほか、規程類の審議、カリキュラムの制定や運用、入試等各種制度の制定や運用、種々の単位認定などがあげられる。一方、報告事項では学部長会など他の会議の報告、留学生・科目等履修生、所属教員に対する外部委員や非常勤講師の受嘱、学生の課外活動、行事報告などが主になっている。学生の教学関係事項を中心に学部運営に広く権能を有し、学部運営の要の機関として機能している。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会に関しては東海大学学則および東海大学学部教授会規程に主に規定されている。一方、学部長は学長の推薦に基づき理事長が指名するが、学部教授会との連携のもとに執行機関の中心として任に当たっている。学部として決定、行動すべき事項の多くは、学科間の調整を必要とするが、学部長は学部教授会のもとに主任教授会を置き、実質的効率的な意見集約を図っている。また、学部運営には各種規程や学部横断的組織の決定に従って行われる事項もあるが、学部長、学部教授会、主任教授会は連携して規程類の審議や委員の選出、学部の意見集約などに当たっている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

東海大学学則には、「学内の全般的問題を議するため、学部長会議を設ける」（41条）とあり、学長の主宰する学部長会議が全学的事項に関する審議機関の中心となっている。学部長は学部長会議の一員として審議に参加し、学部長会議の審議を学部教授会で報告する一方、学部教授会も学部長を通して議案を提出することができる。実際には各種委員会や事前の議案立案段階で意見を反映させている場合も多い。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部教授会を規程にのっとり適切に開催運営し、学部長は学部教授会や学部内外の各種委員会と連携して、適切な機能分担を通して学部運営にあたる。

学校教育法で教授会は「重要な事項を審議するため」の必置機関である。また、本学の規程における学部教授会の所管事項は、研究および教育に関する事項、学生の学籍異動に関する事項、教務および学生生活に関する事項、総長または学長の諮問に関する事項、その他必要と認められる事項の5項目である。学校教育法施行規則や本学の規程も、教授会のもとに置かれる下部組織に教授会がその権能を代替させることを認めているが、それら組織の活動も含め、学部教授会と学部長は機能分担と連携の下に学部を運営している。定例会、臨時会の開催、各議題は規程にのっとりしており、また、構成員の参加意識も高く、学部教授会の決定事項に関して大きな問題が生じた例もない。多くの組織体の最上位の審議機関と同様、審議が形式的になる構造的な問題への注視は必要であるが、現時点で目標は十分達成されている。

＜長所としてあげられる事項＞

- i) 学部長と学部教授会の機能分担、連携は効率的に行われている。
- ii) 学部教授会のもとに置かれた、あるいは学部横断的な各種委員会等とも効率的な機能分担、連携が図られている。

＜改善が必要な事項＞

- i) 学部教授会の審議が形式的になる可能性を排除できない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 学部教授会と学部長の関係に両者が不断の注意を払いながら連携を継続する。
- ii) 各組織の規程や改廃に注意深く対応し、効率的な連携、機能分担を継続する。

＜問題点の改善方法＞

- i) 構成員の主体的な参加意識を維持し、審議の形骸化を未然に防止する目的で、年度の節目に学部教授会の存在意義、権能、役割分担などについて、教授会規程を配布するとともに学部長が説明の上で確認する。

12-2-17 農学部

目 標

- a) 理念・教育の目標の実現に向けて、教授会を中心に適切な管理運営を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は、学校法人東海大学組織および業務分掌では、東海大学学則に定められた教育と研究を実践するための学部運営の中核機関である。その組織は、東海大学学則第 40 条第 2 項に則り、学部長、教授、准教授、講師および助教によって構成されている。教授会は東海大学学部教授会規程第 4 条に基づき学部長が招集し、原則としてその議長となる。また、教授会は同規程第 5 条に基づき原則として月 1 回開かれている。同条項にはまた、学部長に対して、自ら必要と認めた場合に教授会を招集する権限と、構成員の 3 分の 1 以上の者の申し出がある場合に教授会を招集する義務とが定められている。教授会は上記学則項目の定めるところにより、(A) 研究および教育に関する事項、(B) 学生の学籍異動に関する事項、(C) 教務および学生生活に関する事項、(D) 総長または学長の諮問に関する事項、(E) その他必要と認められる事項について審議する。教授会には、構成員のほか、上記学部教授会規程第 2 条に基づき各部署の部長、次長、課長が必要に応じて出席している。これは教授会の議決にあたり、議事内容に関する説明等に対処し審議の円滑化を図ることを目的としたものである。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の現状は次のとおりである。学部教授会では、学則第 40 条に基づき、学部長の招集により、学部長を議長として審議事項の議決および報告事項の伝達を行う。また、学部教授会は、東海大学学部教授会規程第 10 条に則り、学部長の要請に対応した委員会を組織することができる。一方、学部長は、上記学則第 41 条に定められた学部長会議の構成員として学内の全般的問題を討議し、その結果を学部教授会に提示し、審議事項についてはその議決を求め、また報告事項についてはその伝達を行う。学部長は学部教授会の議決に基づき、その内容を学部長会議に報告することにより、東海大学学部教授会規程第 8 条に定めるとおり、議決が効力を持つうでの要件となる総長および学長の承認を得るために実質的な手続きをとる。そして、承認後に学部教授会に報告することとなる。

学部長は上記教授会規程第 10 条に基づき、学部運営の組織的強化や教育・研究体制の一層の充実あるいは学部教授会の審議の円滑化を図るため、必要に応じて主任連絡会またはその他の委員会を開催し、学部教授会にこれらを要請する。とくに学部教授会開催前には定例として主任連絡会を招集し、審議事項等の説明を行い、学部所属の各学科および総合教養の教員への事前周知を図っている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学長は、東海大学学則第 41 条に則り、本学の全学的審議機関である学部長会議を招集し、議長となる。同学則同条項に基づき 1) 大学運営に関する基本的事項、2) 大学の各学部、学科に関する重要事項、3) 総長または学長の諮問に関する事項、4) その他必要と認められた事項について、東海大学学部長会議規程第 6 条に基づき原則として毎月 1 回開催されている。上記学則で学部長会議は学内の全般的問題を議する機関とされている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 理念・教育の目標の実現に向けて、教授会を中心に適切な管理運営を行う。

学部教授会の役割とその活動については、学部教授会は上記学則および各規程により権限が

明文化されており、その位置づけも明確である。毎月の定例会議には当該学部に所属する教員の全員が出席するため、もれなく討議に参加できる。また、審議事項の承認および報告事項の伝達における意思疎通についても問題はない。これらの点において、学部の教育および研究全般が適切に運営されていると評価できる。そのため目標は達成した。

<長所としてあげられる事項>

学部運営の円滑化については、各種委員会が各種事項の審議・検討を行い、さらに学部教授会前には主任連絡会を開催し、学部所属の各学科および総合教養の教員への事前周知など、学部教授会、学部長および所属教員との連携・機能分担が適切に機能している。

<改善が必要な事項>

現時点では特に問題はない。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

教授会の組織および開催については現在のところ大きな問題点はない。また、教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担については、現段階では現状のままで十分であると考えられる。学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係および役割分担についても、現時点ではとくに問題点は生じておらず、改善・改革の必要はない。今後、さらに情報の共有化を図り、適切な管理・運営を目指す。

<問題点の改善方法>

特になし。

12-2-18 体育学部

目 標

- a) 学部教授会は、学部に関する諸々の事項や案件に対する審議機能が、十全にかつ適切に発揮されるような管理運営にしていく。
- b) 学部教授会と学部長、さらには全学的審議機関である学部長会議との関係性についても、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を保つようにする。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会の役割は、学部に関わる研究と教育、学籍異動、教務や学生生活、総長や学長からの諮問、その他の事項を審議するものである。

学部の基本的な方向性や人事等の極めて重要な案件については、主任・副主任会にて討議・決定がなされ、また、教授会の前段として、学部運営委員会が機能しており、そこでは、具体的提言・立案、各案件に対する具体的検討がなされている。そうした仕組みの上に、学部教授会が設定されており、月に1回定期的に、場合によっては臨時の教授会が招集され、学部全体での審議・チェックがなされている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会と学部長との間は、一定の緊張関係を保ちつつも、融和的であるべきである。主任・副主任会や運営委員会にも学部長は出席しており、対立的構図に陥ることもなく、かつ、ある程度の緊張関係を保持しつつ、協力的連携と機能分担が図られている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学内の全般的問題を審議するために、学部長会議が設けられており、毎月開催されている。各回の会議には自ずから時間的制約があり、また一堂に会する出席者の多さなどから、必ずしも活発な議論が展開されているわけではないが、学部の意見の表明や大学全体の総意の確認・決定など、連携と役割分担がなされている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学部教授会は、学部に関する諸々の事項や案件に対する審議機能が、十全にかつ適切に発揮されるような管理運営にしていく。

学部に関わる研究と教育、学籍異動、教務や学生生活、総長や学長からの諮問、その他の事項を、毎月の教授会にて審議しており、各回の教員の出席率もほぼ常に90%を上回っていて、十全に役割を遂行できている。また、主任・副主任会、運営委員会、教授会それぞれの機能・役割分担も明確である。そのため目標は達成できた。

- b) 学部教授会と学部長、さらには全学的審議機関である学部長会議との関係性についても、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を保つようにする。

主任・副主任会、運営委員会にも学部長が出席しており、学部教授会と学部長との関係は極めて良好である。また、両者の機能分担も非常にうまくいっている。

学部長会議では、実質的審議に十分な時間をかけることができない場合もあり、報告事項の伝達が中心になっている。そのため、全学の統一が優先され、課題の議論が不足がちであり、学部の裁量権や独自性は限定的である。しかし、学部長会議の審議内容については、各回の教授会にて、学部全教員に報告されている。そのため目標は達成できた。

＜長所としてあげられる事項＞

- i) 学部教授会は、各回の教員の出席率もほぼ常に90%を上回っていて、学部に関わる研究と教育、学籍異動、教務や学生生活、総長や学長からの諮問、その他の事項を審議するという役割を十全に遂行できている。
- ii) 学部教授会と学部長との関係は極めて良好であり、両者の機能分担も非常にうまくいっている。

＜改善が必要な事項＞

- i) 学部長会議では、実質的審議に十分な時間をかけることができない場合もあり、報告事項の伝達が中心になっている。ともすれば、全学の統一が優先し、各学部の独自性が軽視される場合もあって、学部の裁量権は限定的である。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 学部教授会をより活性化するために、教員の積極的発言を促すべく、例えば、当該案件にふさわしい教員を指名して、発言をしてもらうなどの方策をとる。
- ii) 学部教授会における議長は、5学科の主任が持ち回りで担当しており、学部長の独走に予防的な作用をもたらしていることから、引き続き同様の運営を図る。

＜問題点の改善方法＞

- i) 学部教授会と学部長会議とは、相互に意見が述べやすい関係を維持していかなければならない。また、上意下達的な関係性を排し、大学全体の共通理解を大事にする一方、各学部の独自の裁量が認められる関係性を構築する。そのためにも、今後とも、こうした趣旨を学部長会議において発言していく。

12-2-19 医学部

目 標

- a) 医学部としての意思決定機関として、講師以上の教員全員から構成される教授会の整然とした運営実施。
- b) 医学部の教育・研究・診療を立案運営する組織の必要性から、本部長・学部長・副学部長・学系長・各部長からなる医学部協議会を設置し、各分野から提案される議題について具体的な調整を図る。
- c) 医学部協議会のもとには、教育・研究・管理に関する委員会を設け、医学部の組織的な管理運営を行ううえで役割の専門分担化の実施。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

学則第40条および学部教授会規程第3条に基づき、本学部の最高決定機関として教授会は機能しており、講師以上の全教員が構成員としている。教授会は本学部の教育・研究・診療・管理に関わる決定や承認を行うほか、学部全体への連絡手段としての機能を持っており、出向者を除いた教員の約6割（316名）を構成員とすることにより、それらの機能を十分果している。また、教授会構成員の勤務地が、伊勢原・東京・大磯・八王子に分散しているため、テレビ会議システムを活用して会議運営を実施している。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

教授会の議長を学部長が担当しており、整合性に問題はない。教授会の議題については医学部協議会において各部門より提案された事項等も検討したうえで調整しているため、偏りのない審議体制が構築されている。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

学則41条に規定される学部長会議等の全学の会議体における審議内容に関しては、医学部協議会で報告され必要に応じて教授会でも周知されている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 医学部としての意思決定機関として、講師以上の教員全員から構成される教授会の整然とした運営実施。
診療業務と並行しながら300名を超える構成員を抱えるため、困難な点はあるが、整然とした運営実施については、概ね達成されている。
- b) 医学部の教育・研究・診療を立案運営する組織の必要性から、本部長・学部長・副学部長・学系長・各部長からなる医学部協議会を設置し、各分野から提案される議題について具体的な調整を図る。
各部門から提案される案件について、下部委員会等との調整や検討が実施されており、十分な機能を発揮している。
- c) 医学部協議会のもとには、教育・研究・管理に関する委員会を設け、医学部の組織的な管理運営を行ううえで役割の専門分担化の実施。
医学部協議会の調整機能向上に伴い、取り扱う案件が増えており、専門の委員会で検討してから医学部協議会で検討する構造は、負荷の一極集中回避や提案内容の充実の両面において、有効的に機能している。

＜長所としてあげられる事項＞

- i) テレビ会議システムを活用し、東京・大磯・八王子の遠隔病院において診療に従事する教員も参加できる。
- ii) 構成員の勤務地が分散しているため、e-mail を活用して通知・議事録の送付を行うなど、効率化を進めている。

＜改善が必要な事項＞

- i) 教員の多くが医師であり、診療の都合により出席できない場合がある。
- ii) 構成員が多数であるため、個別の発言を控える傾向が見られる。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 2010年度にテレビ会議システムの機器更新を予定しており、各分院においても快適な会議環境を実現させ、より積極的な関わりや意思疎通を図ることが可能となる。
- ii) 配布資料も e-mail を活用し、ペーパーレス化を図る。

＜問題点の改善方法＞

- i) 出来る限り教授会時は、診療ローテーションを組んでいただけるよう各診療科に働きかけるとともに、取り扱う議題についても関心度の高いものを取り入れる工夫を図る。
- ii) 双方向性の意思表示システム（2009年度購入予定）を導入することにより、全体の意思確認や理解度の確認が可能となる。

12-2-20 健康科学部

目 標

- a) 本学部教授会は、東海大学学部教授会規程第3条に定められた事項を審議するとともに、教員間の情報共有を促進し、学部の適切な管理運営を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 243)

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は、月1回定期的に開催し、承認を必要とする事項（卒業判定、休退学、復学、単位認定、カリキュラム、時間割、学年歴等）の審議、学部長会議報告、学部長報告、各種委員会報告、各種行事報告等を行っている。教育に関する審議事項の多くは、教授会に先立って月1回開催されている学科会議で事前に協議されており、教授会では、学部教員全員の共通理解を得て、学部教育・運営に対する合意形成を図ることに重きをおいている。意見が分かれる場合は、再度、翌月の教授会で継続審議し、合意形成を行っている。

項目番号 244)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

教授会は、東海大学学部教授会規定第4条に則り、学部長が招集し、議長を務めている。教育に関する事項は、学科会議、学部教務員会（委員長は学部長）で事前に協議されてから提案されることから、学部長は、教務委員長として提案に責任を負うとともに、両学科の教員全員の共通理解を図るための討議を進める役割を果たしている。また、教授会で審議・報告する事項は、事前に学部・研究科運営協議会（学部長、両学科主任、研究科長、専攻主任から構成される）で協議し、調整している。

項目番号 245)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割の適切性

教授会での審議結果は、必要に応じて学部長会議に挙げて、審議される。また、学長・学長室、その他関係部署へ連絡される。他方、評議会等からは、必要に応じて学部長会議に提案され、学部長会議で審議・報告を経て教授会に報告される。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本学部教授会は、東海大学学部教授会規程第3条に定められた事項を審議するとともに、教員間の情報共有を促進し、学部の適切な管理運営を行う。

教授会では、承認事項については、審議の上、承認の確認を必ずとっている。報告事項についても質問・意見を受け付けている。また、毎回、事前配布の前回議事録の承認を求めているが、修正なく承認されていることから、学部教員間の情報共有および合意形成を図るという目的は達成されている。なお、教授会の決定に基づいて、学部の運営が行われており、問題が生じたことはないことから目的を達成していると判断できる。

<長所としてあげられる事項>

教授会は、看護学科・社会福祉学科の両学科の教育に関する共通理解を得る場として機能している。

<改善が必要な事項>

教授会の前に、学科会議や学部教務員会、各種委員会で審議されてくることから、教授会では質問や意見がほとんど出ないことが多い。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

教授会が教員同士の関係強化を図る場となるよう、教員間で十分議論できる共通時間の設定やコミュニケーションの環境づくり等の工夫を行う。

＜問題点の改善方法＞

学科や学部教務員会からの提案に議論の余地を持たせるほか、上記のような工夫を行うことで、活発な意見交換、討議ができるようにする。

12-3 大学院研究科の管理運営

12-3-1 実務法学研究科

目 標

- a) 多用な人材を集め、多用な社会の要請に応えうる法曹を創り出す、という法科大学院の創設の理念に照らして、研究者教員と実務家教員というやや異質なスタッフを内包し、かつ総合大学である本学の特長をも教育の中に活かす必要があり、管理運営に当たっても、その組織としての独立性、明瞭な機能分担とともに、他の諸部門・機関との連携を十分に図って行くことを目指している。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会の役割とその活動の適切性

本研究科は、研究者、実務家の別なく、そこに籍を置く専任教員（16名）全員をもって教授会を構成している。月に1回定期教授会を持つほか、必要に応じて臨時教授会を開く。それは教務、人事、入試等の本研究科の活動の全面にわたり、一次的な責任を負っている。専門職大学院学則の改訂等に関しては、専門職大学院運営委員会が最終決定権を持つが、教授会および専門職大学院運営委員会は、それぞれの設置規則によって機能が定められ、運営されており、相互間の連携および協力についても、これまでのところとりわけ大きな問題はない。

項目番号 247)

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

専門職大学院設置基準にしたがい、法学部教授会とは別個独立の組織として専任職大学院研究科は存在する。協力・連携を図っていることは言うまでもないが、組織としての関連はない。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 多用な人材を集め、多用な社会の要請に応えうる法曹を創り出す、といういわゆる法科大学院の創設の理念に照らして、研究者教員と実務家教員というやや異質なスタッフを内包し、かつ総合大学である本学の特長をも教育の中に活かす必要があり、管理運営に当たっても、その組織としての独立性、明瞭な機能分担とともに、他の諸部門・機関との連携を十分に図って行くことを目指している。

内部的には異質のメンバーの協力体制は十分にできあがっている。法学部教授会をはじめ、他の組織とは直接的・組織的な関連性はないので、管理運営の上ではとくに問題はない。

<長所としてあげられる事項>

内部的には、実務家と研究者という職業上の性格の相違のある者の連携は相互に益するところ多く、連携・協力の体制はできあがっている。教授会のみならず、入学試験等に際しても全員が一組織として動いており、円滑な運営がなされている。

学生からの意見は、年2回行われるアンケート調査、および常時設置されている目安箱をとおしくみ上げられ、必ず回答を公開している。

<改善が必要な事項>

非常勤教員が多いところから、その意見を取り入れ、また教授会審議・決定内容を非常勤教員に適切に伝達する工夫が必要である。直接的な・組織的な関連はないが、学内の他学部・他研究科とのより密接な協力・情報交換が、益するところ大きいであろう。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

教授会、入試業務等の定められた活動のみでなく、学生指導、教科内容向上等のためにも、全員の関わる協議体を活かしていく。

＜問題点の改善方法＞

非常勤教員との、懇談会を持つ。また、すべての他学部の卒業生が、法科大学院の入学適格を持つことを、より積極的に他学部に情報発信していく。教授会として説明の開催を求め、出張講義の提案等をとおして、協力体制を形作っていく。

12-3-2 組込み技術研究科

目 標

- a) 専門職大学院においては、実務家教員の確保という条件があるため、少なくとも現状の教員構成あるいはそれ以上の組織構成を持続させることが目標である。
- b) カリキュラム委員会には実務家教員が参加し、専門職大学院として適切な内容になるように常にチェックを行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科は専門職大学院運営委員会に研究科長が委員として参加する一方、研究科教授会を毎月1回開催している。専門職大学院運営委員会は、学長、副学長、学務担当理事、教学部長および専門職大学院実務法学研究科長などから構成されている。本運営委員会においては、専門職大学院の運営方針、成績評価など両研究科に共通する教育課題、両研究科の運営状況など、大学の大方針や現状を検討あるいは把握するもので、適切に機能している。

教授会は組込み技術研究科そのものの将来戦略、学生指導状況、管理運営の判断や見直しを行うものである。具体的には、毎回学生ごとの学修状況、教育内容や教育実習設備の問題点などに関する情報を共有し、解決に向けた結論を出し実行に移している。学生のキャンパスライフに関わる事柄は教授会を通して、教学などの事務部門と相談して運営するなど適切な活動を行っている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科は学部から独立した存在であるため、研究科の教授会と学部教授会との間での組織的な相互関係は存在していない。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 専門職大学院においては、実務家教員の確保という条件があるため、少なくとも現状の教員構成あるいはそれ以上の組織構成を持続させることが目標である。

現在、教員数は9名である。この内、専任教授6名（内、みなし専任教授2名）、兼任3名（教授2名、講師1名）となっている。専任教授の4名は実務家教員である。学生定員30名に対し、教員の全体の人数、教授の人数、実務家教員の人数は文部科学省の規程を満足しており、達成度は満足している。

加えて、みなし専任は企業から派遣されている教員であり、会社の業績等によっては継続できなくなるリスクがあるため、実力のある非常勤講師（企業の非常勤は4名）をお願いするなどして人的ネットワークを広げるなど、リスクを回避する努力を行っている。

- b) カリキュラム委員会には実務家教員が参加し、専門職大学院として適切な内容になるように常にチェックを行う。

本研究科のカリキュラムを実社会の要請に応えられるようにカリキュラム委員会を構成している。この委員会には実務家教員にも参加していただいている。この活動は実務家教員の責務の範囲外ではあるが適切なアドバイスをいただいている。この結果、東芝ソリューションやルネサステクノロジなど第三者である外部の企業からも高い評価を得るカリキュラムを作成できており、十分に達成できている。

<長所としてあげられる事項>

- i) 専門職大学院運営委員会は大学トップおよび他の研究科との意見交換や意識合わせができる

など、全体的に風通しのよい摺り合わせがしやすい組織運営となっている。

- ii) 教授会は、単なる議決機関として機能しているだけでなく、学生の学修状況の意見交換など微に入ったチェックまで行うことや、自由に意見交換をする場としての機能もっており、情報流通性が高い。

<改善が必要な事項>

- i) 非常勤教員の授業内容と教育目標との整合性や授業状況把握が不十分であり、教授会の議論の対象から抜け落ちている。
- ii) 学生からの意見をリアルタイムに聴取できていないため、授業内容が理解できていない学生に対するケアが不十分である。
- iii) 学部教授会との連携がないため、学部学生の本研究科に対する認知が進んでいない。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

- i) ii) 教授会以外にも意見交換を行う時間などを設け、自由闊達な場を創出していく。

<問題点の改善方法>

- i) 非常勤教員も教授会にオブザーバとして加わっていただけるようにしていく。
- ii) 学生の授業改善への要求や、困ったことを相談できるメールボックスを設ける。
- iii) 関連する学部と連携をとれる仕組みを検討していく。

12-3-3 総合理工学研究科

目 標

- a) 総合理工学研究科の管理運営に関する目標としては、従来の各分野の長所を活かし発展させると同時に、細分化された研究科では成し得ない専門領域の垣根を越えた教育・研究環境を組織的に実現することである。また、本研究科は、研究指導補助教員まで含めると120名の大きな組織のため、研究科教授会以外にコース長会議等を設け適切な運営を行う。

現状説明

1) 教授会・研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科委員会としては研究科長、副研究科長、専攻主任、教務委員からなる幹部会、それに各コースより選任されたコース長と研究科長、副科長を含むコース長会議および所属教員全員参加の研究科教授会がある。本研究科教員はさまざまな校舎、学部幅広くまたがっているため、本研究科としての組織的活動はこれらの委員会が中心となっている。

研究科委員会の中に学位審査基準委員会、指導資格審査再審査委員会、評価委員会、広報委員会（国際化委員会）が構成されている。

研究科長を中心とした幹部会執行部を中心に研究科の組織的運営が行われる。コース長会議は研究科の方針、運営などについて、各コースの特色を活かしてきめの細かい研究科の方向設定や運営を行う。指導資格審査再審査委員会は新たな指導教員の資格審査と所属教員の資格再審査を行う。広報委員会は本研究科のPR活動を行う。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係との適切性

本研究科教員は全員が学部教授会および修士課程研究科教授会の構成員を兼務しているため、組織として学部および修士課程研究科との関係は密接である。また、教授会としての関係だけでなく、大学入学直後の学生から博士課程までの全体を十分に把握している。本研究科に入学する学生は、本学理工系修士課程の出身者が多いため、本研究科教員が学部の卒業研究、修士課程における研究指導を行い、十分に学生を把握した状態で博士課程の研究指導を行っている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 総合理工学研究科の管理運営に関する目標としては、従来の各分野の長所を活かし発展させると同時に、細分化された研究科では成し得ない専門領域の垣根を越えた教育・研究環境を組織的に実現することである。また、本研究科は、研究指導補助教員まで含めると120名の大きな組織のため、研究科教授会以外にコース長会議等を設け適切な運営を行う。

教授会はおおむね6カ月に4回程度開催している。コース長会議は6カ月に1回、幹部会ほぼ2カ月に1回開催している。

研究科委員会の中に、学位審査基準委員会、指導資格審査再審査委員会、評価委員会、広報委員会（国際化委員会）が構成されており、少なくとも年1回、また、必要に応じて数回開催されており、必要な審議が行われている。

全般的な研究科の運営や、学位授与に関しては全員の参加する教授会で審議し、教授会の代わりに行われるコース長会議では、より詳細な事項、たとえば、奨学金の推薦、奨学金返還免除の問題、研究科の評価、運営方法の検討、各校舎の状況把握、教材費等予算関係について取り扱う。このように研究科の運営に関する各種問題について、教授会、コース長会議、幹部会の役割分担を明確にすることで、大きな組織にもかかわらず、適切に運営ができています。その他の委員会も円滑に運営されています。

＜長所としてあげられる事項＞

- i) 従来、交流が少なかった異分野の研究科構成員によって運営されているため、さまざまな分野における教育研究運営方法に接する機会が生まれ、従来各研究科が抱えていた長所、短所が明確になってきた。
- ii) 広報委員による、パンフレット作成等の組織的活動が行われた。
- iii) コース長が 2008 年度に設置され、広い分野の各コースの意見を反映することが可能となった。

＜改善が必要な事項＞

- i) 委員が多校舎に分散しているため、各種委員会を頻繁に開催することができない TV 会議の活用を図っているが、一堂に会する必要がある委員会の開催頻度が限られる。
- ii) 工学、理学、開発工学、海洋学など多岐にわたる分野についての学位審査基準や指導資格基準において分野間の格差が多少あり、改善を要する。
- iii) 広報委員の活動ルーチンが確立されていないため、広報活動の組織的・定常的活動が十分行われているとは言えない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 従来各分野の各研究科が抱えていた長所、短所について定期的にコース長会議や各委員会で議論し、本研究科の運営に導入すべき方法を定める。
- ii) 広報委員による、組織的活動を定期的実施する。
- iii) コース長が 2008 年度に設置されさまざまな分野に広がった各コースの意見を反映することが可能となった。コース長会議を定期的開催することで各コースから汲み上げた意見を定期的に検討する。

＜問題点の改善方法＞

- i) 委員が多校舎にいるため各種委員会開催のための、TV 会議のさらなる有効な活用と、情報交換方法を改善する。
- ii) 毎年見直すことになっている学位基準の論文条件や奨学金推薦の条件、指導資格審査基準の分野別格差の軽減など各委員会の取り扱い内容の改善を行っていく。
- iii) 広報委員の活動ルーチンを作成し、4 回／年の定期会議を行う。今後、英語版ホームページの早期立ち上げを行い、外国人留学生に対し当該研究科の情報入手を容易にする。

12-3-4 地球環境科学研究科

目 標

- a) 本研究科は、旭川、札幌、代々木、湘南、沼津、清水、熊本の7校舎に所属する教員によって構成されている。このように地理的に離れた教員間の連携を取り、本章1.(3)で示した研究科の理念・目的・教育目標等を達成するため、研究科を効率よく運営していくことが目標である。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

研究科は、研究科長、専攻主任、教務委員（常任教務委員を兼務）を中心に運営されている。研究科教授会は、テレビ会議システムを利用してほぼ月1回（原則、大学院運営委員会の開催日の次週の土曜日）、年間10回開催している。学位授与に伴う公聴会や2年次生による中間発表会が教授会と同日に開催される場合は、所属教員の多くが代々木校舎に集まり、教授会が開催されることもある。また、研究科の運営をスムーズに行うために電子メールにて意見や情報交換を行っている。このような方法で現時点では大きな問題は起こっておらず、申請された学位（2005年4月の設置以降4件、うち1件は論文博士）についても滞りなく授与できていることから、研究科は適切に運営されていると言える。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

学部教授会と修士課程の大学院教授会では、両者が同じ校舎にあるために相互の関連が強く、連携がとれているが、本学大学院の理工学系博士課程では、前述のように所属教員が分散しており、学部教授会との連携は、博士課程を担当する教員の推薦が学部長や修士課程の研究科長からなされること以外、ほとんどない。現時点で、このことに起因する直接的な問題は起こっていないことから、とくに支障があるとは考えられない。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本研究科は、旭川、札幌、代々木、湘南、沼津、清水、熊本の7校舎に所属する教員によって構成されている。このように地理的に離れた教員間の連携を取り、本章1.(3)で示した研究科の理念・目的・教育目標等を達成するため、研究科を効率よく運営していくことが目標である。教授会、研究科委員会（項目番号 246～247）

所属教員が7校舎にまたがっている本研究科の特性を考慮すると、現状の教授会の運営方法についてとくに問題はない。このような観点から考えると、現在の研究科教授会は当初の目標を達成していると言える。

<長所としてあげられる事項>

事前にメールで情報が流されていることから、テレビ会議システムを利用した教授会でも混乱はない。全員が集まることによる旅費や時間的な問題を考慮すると、現在のテレビ会議システムを利用した教授会の方法が妥当と考えられる。

<改善が必要な事項>

研究科に所属する全教員が集まって議論することが望まれる場合があるが、この場合多額の旅費が必要になる。従来、大学院は学部・学科の上に研究科・専攻が校舎ごとに置かれるという構造であったが、このような縦割り構造を打破し、理工系分野における優秀な研究者を結集し、学園における研究をリードする目的で、2005年4月に連合大学院が設置された。2008年4月の三大

学の統合に伴い、連合大学院は総合理工学研究科、地球環境科学研究科、生物科学研究科として、東海大学大学院に統合された。現在、大学全体で教育組織（学部・学科）の第Ⅰ期～第Ⅲ期の改革が進行している。この改革に連動して、大学院組織の在り方も見直される予定である。元々の設置の趣旨を活かしながら、より適切な運営が図れるように本研究科の意見をこれらの改革に反映させていくシステム作りが必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

メーリングリストを用いて、教員間の情報交換をより活発に行う。研究科教授会の運営に関しては、研究科の構成上、現在の方策が妥当である。

<問題点の改善方法>

研究主体の大学院の構築という元々の設置の趣旨を活かしながら、7つの校舎にまたがる研究科の適切な運営を図れる方法をメーリングリストを用いて研究科内で議論し、大学院の改革部会に研究科としての意見を積極的に伝えうる体制を2010年度中に構築する。

12-3-5 生物科学研究科

目 標

- a) 大学のミッションを実現し、本研究科の教育・研究の理念・目的を達成するために、組織間機能分担（法人本部と東海大学、湘南校舎と他校舎間の機能）を明確にし、効率的な業務遂行のため、管理運営組織の規模を適正化し、職務上の役割・権限を明確にする。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科では、生物科学研究科教授会が所属する全教員によって組織・運営されている。研究科長により、毎月1回の割合で招集され、ネットワーク会議システムによって各校舎を中継して開催される。大学院研究科教授会規定によって定められた、研究科に関するほぼすべての事項について審議を行う。研究科教授会の上位組織は大学院運営委員会である。また、専攻主任と各校舎から1名の教員によって組織される評価委員会が設置され、研究科長からの各種諮問に対して答申を行う。また、教員資格審査の目的で生物科学研究科研究指導教員資格審査委員会が設置される。当委員会では、生物科学研究科研究指導教員資格審査委員会規程に基づく指導教員の審査を実施する。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科は、学部基礎を置いていないため、各校舎に設置されている学部で運営される学部教授会と生物科学研究科教授会とは特別な連携は取っていない。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 大学のミッションを実現し、本研究科の教育・研究の理念・目的を達成するために、組織間機能分担（法人本部と東海大学、湘南校舎と他校舎間の機能）を明確にし、効率的な業務遂行のため、管理運営組織の規模を適正化し、職務上の役割・権限を明確にする。教授会、研究科委員会（項目番号 246～247）

研究科における教授会等の設置状況は、出張せずにネットワーク会議システムを活用し、原則として月1回1時間程度で十分な審議ができるようにするなど、教員の拘束時間をできるだけ減らす工夫をされており、各教員の研究・教育時間を確保するうえでも、適切であると考え。また、各会議は、文書化された規定、内規にしたがって運用されており、目標を満足していると考え。

<長所としてあげられる事項>

本研究科の規模に応じた必要最低限の組織で管理運営されており、各教員の研究・教育時間を確保するうえでも、適切であると考え。

<改善が必要な事項>

2012年度大学院の改組改編が計画されており、これによる組織の変更に伴い、校舎数の減少などによる各種委員会の定員や開催方法を見直す必要が出てくると思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

現時点では、上記の点検・評価結果から、概ね適切であると考えるが、2012 年の大学院改組で決定される方針に対応して、会議の開催方法、委員会の統合などを、新しい組織に適合すべく再構築する。

12-3-6 文学研究科

目 標

- a) 本研究科教授会を、東海大学大学院研究科教授会規程第6条に定められた役割・機能を果たし、併せて学生の教育支援に向けての時宜を得た積極的な施策の討議・決定の場として機能させる。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

東海大学大学院研究科教授会規程第6条では、(1) 学生の研究および教育、その他学事に関する事項、(2) 学生の指導に関する事項、(3) 学籍異動に関する事項、(4) 学位論文審査に関する事項、(5) 教員の資格審査に関する事項、(6) 大学院運営委員長および大学院研究科長の諮問に関する事項、の審議をすることが定められている。

本研究科教授会は研究指導資格を持つ教員で構成され(2009年度は44名)、月1回定期的に教授会を開催し、必要に応じて上記事項の審議を行っている。さらにそれにとどまらず、文学研究科の活性化に向けての意見交換・討議の場としても機能している。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

学内の他の研究組織に籍をおく若干の教員を除き、本研究科教授会の構成メンバーは文学部教授会のメンバーである。そのため、大学院と学部との間の情報共有が容易であり、大学院での教育の充実に必要な学部段階での指導の要請や、その他大学院からの要望を学部に伝えやすい状況にある。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本研究科教授会を、東海大学大学院研究科教授会規程第6条に定められた役割・機能を果たし、併せて学生の教育支援に向けての時宜を得た積極的な施策の討議・決定の場として機能させる。

本研究科教授会は、東海大学大学院研究科教授会規程第6条で求められている審議のみならず、専攻を超えた情報共有の場となり、本研究科の学生にとってよりよい教育環境を整備するための討議・意見交換の場として有効に機能している。例を挙げると、本学の地理的環境のゆえに他大学の大学院生との交流が少ないことが教授会で指摘されたことが、史学専攻が首都圏11大学大学院の史学専攻の単位互換協定に2006年度から参加することにつながり、また近年では日本学生支援機構の奨学金返還免除措置を学生が受けられるよう指導を徹底しようという共通理解が図られている。

また研究科教授会のほとんどのメンバーが学部教授会にも所属しているために、学部との意思疎通が容易なことは、学部に基礎を置く大学院のメリットといえるであろう。

<長所としてあげられる事項>

- i) 本研究科教授会が学則第6条に規定されている審議の場にとどまらず、本研究科の学生にとってよりよい教育環境を整備するための討議・意見交換の場として有効に機能している。
- ii) 研究科教授会のメンバーのほとんどが学部教授会のメンバーでもあることで、学部の状況の把握や、学部との意思疎通が容易である。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

より組織的に適切な学生指導が行えるよう、2009年度ミッション・シェアリング・シートに掲げた行動目標（カリキュラム検討会、学生指導の検討会、専攻ごとの研究発表会、博士課程後期の学生への学会発表・学会誌への投稿指導）の履行状況や行動目標自体の点検なども、今後研究科教授会の議題とする。

12-3-7 政治学研究科

目 標

- a) 本研究科所属教員を中心としたコンパクトで質の高い教育研究・人材養成体制を整備していく。
- b) 時代の要請に応じた的確なカリキュラムの編成や教育・研究指導體制の強化、大学院入学者の増加による大学院の教育研究活動の活発化、政治経済学部との緊密な連携、さらに教育の質を保証するためのPDCAサイクルの確立を図る。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科教授会は、取り組むべき諸課題を審議し、統一かつ速やかな意思決定を行う一方、教育の質を保証するためのPDCAサイクルを回し、社会の要請等に対応したより良い教育研究体制の整備を進めている。研究科運営の主要事項は、内規で明確に定められている。

研究科教授会は、研究科運営において次の6つの役割をもつ。第1は、審議機能である。研究科の取り組むべき諸課題について研究科所属教員間で意見を出し合い、審議し、研究科の意思を決定する役割である。第2は、意思の統一・統合機能である。研究科の意思を統一・統合する役割である。第3は、重要事案の促進と総合調整機能なのである。研究科の教育・研究体制を整備していく上での重要事案に対する取り組みの促進と総合調整を図る役割である。第4は、決定事項の組織内浸透機能である。研究科教授会での決定事項を組織内に速やかに伝達し、浸透させる役割である。第5は、情報交換機能である。研究科の運営に関わる連絡・協議など情報交換を果たす役割である。そして、第6は、評価機能である。研究科運営においてPDCAサイクルを回し、業績の評価を通じて研究科のパフォーマンスを高めていく役割である。

研究科教授会は、2009年度において指導教員11名および講義担当教員4名、合計15名で構成されている。この内、研究科所属教員は11名であり、そのほかは他学部および研究所の教員の協力を得て運営されている。研究科教授会は、授業期間中には月1回開催されている。そのほかに8月下旬と2月下旬に「修了予備判定会議」、7月下旬と2月上旬に「入学試験合否判定委員会」、毎月の「学生指導情報交換会」、必要に応じた「資格審査委員会」「資格再審査委員会」等が開催されている。本研究科は、こうした教授会の開催等を通じて、前述の6つの役割を概ね果たしながら、学問の自由に十分に配慮するとともに、民主的かつ効果的な研究科運営を図っている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科は、教員人事をはじめ、研究費や事務局体制、あるいは大学院への学部推薦入学者の確保や講演会・セミナーの開催など多くの面で政治経済学部をその基盤としており政治経済学部との緊密な連携が欠かせない。研究科教授会は、学部長会議・大学院運営委員会の合同会議などの全学的審議機関および政治経済学部教授会の決定事項を基本指針として運営されており、それらの相互関係は教育研究の推進において適切であり、円滑なものとなっている。また、政治経済学部長が経済学研究科長を兼務していることもあり、政治学研究科長と政治経済学部長との協力・連携のもとで政治学研究科教授会と政治経済学部教授会、経済学研究科教授会の相互関係も円滑で有効なものとなっている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本研究科所属教員を中心としたコンパクトで質の高い教育研究・人材養成体制を整備していく。

研究科教授会は、その理念・目的・教育目標の実現のために研究科所属教員を中心として円

滑で質の高い管理運営の推進によりその目標の達成度を一層高めていく。

- b) 時代の要請に応じた的確なカリキュラムの編成や教育・研究指導体制の強化、大学院入学者の増加による大学院の教育研究活動の活発化、政治経済学部との緊密な連携、さらに教育の質を保証するためのPDCAサイクルの確立を図る。

研究科教授会は、研究科教員への年10回の議事録配布をはじめ、社会や学生の要請に対応した教育研究体制の整備等により適正で公正な管理運営を行う。

<長所としてあげられる事項>

- i) 研究科教授会の教員メンバーは、15名で構成されている。比較的少人数であることから、審議もしやすく、合意を得やすい。
- ii) 総合調整や決定事項の組織内への浸透が早く、情報交換の面でも有効であり、効率的で効果的な研究科運営が可能となっている。

<改善が必要な事項>

- i) 研究科教授会の役割のひとつである評価機能の強化を図る必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

- i) ii) 研究科教授会は、大学院在籍者10名程度という学生規模に応じた適正な教員数の確保を図ることにより、政治学科所属教員を中心とした効率的かつ効果的な教育研究・人材養成体制を整備していく。

<問題点の改善方法>

- i) 政治学研究科教授会の評価機能の強化については、2009年度ミッション・シェアリング・シートにおいて設定した行動目標の達成により、本研究科の理念・目的・教育目標の実現に向けて研究科の管理運営におけるPDCAサイクルの一層の定着を図る。

12-3-8 経済学研究科

目 標

- a) 大学の建学の理念に基づいた本研究科の理念・目的を実現するために、その機能を円滑かつ十分に発揮し、制度に則った手続きと運用が適切かつ公正に行われる管理体制を構築し、適正で公正な管理運営を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科の管理運営は、「最高意思決定機関」としての「経済学研究科教授会（以下、教授会）」を頂点とした組織体制で行われている。2009年度の教授会は、博士課程前期・後期の研究指導教員14名で構成されている。教授会は研究科長によって招集される。授業期間中は平均月1回開催される。

教授会を補完するために、8月下旬と2月下旬に「修了予備判定会議」、7月下旬と2月上旬に「入学試験合否判定委員会」、毎月の教授会後に「院生指導情報交換会」、必要に応じて「カリキュラム検討委員会」および「研究科FD委員会」、「資格審査委員会」、「資格再審査委員会」、「点検・評価委員会」が開催されている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

政治経済学部基礎を置く本研究科は、教員人事、諸々の事務的業務、大学院への進学者の確保、講演会・セミナーの開催など多くの面で学部との緊密な連携が必要とされる。とくに、学部教授会での決定事項は本研究科の運営に関連することも多く、全学的な審議機関である「学部長会議」および「大学院運営委員会」の決定事項とともに本研究科の運営管理の基本的な指針を構成する要因として考えられている。2008年度より政治経済学部長が経済学研究科長を兼務していることもあり、学部教授会との連携は問題なく適切に行われている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 大学の建学の理念に基づいた本研究科の理念・目的を実現するために、その機能を円滑かつ十分に発揮し、制度に則った手続きと運用が適切かつ公正に行われる管理体制を構築し、適正で公正な管理運営を行う。

本研究科の理念・目的・教育目標等の実現のため、学部教授会、大学院運営委員会、学部長会議と連携して最高意思決定機関としての教授会を頂点とし、他の補完的な委員会よりなる管理体制により、円滑で公正な管理運営が行われている。

<長所としてあげられる事項>

- i) 教授会構成メンバーの数および大学院生の数が少数であることから、メンバー間の調整・審議も円滑に行われ、決定事項の組織内への浸透および情報交換も速やかに行われている。そのため、管理運営に関して問題は生じていない。カリキュラム変更により、授業に支障をきたさないことを優先的に考慮して、教授会の開催曜日・時間を変更するなどの配慮などに関しても合意を得ることが容易であった。
- ii) 総合調整や決定事項の組織内への浸透が早く、情報交換の面でも有効であり、効率的で効果的な研究科運営が可能となっている。

<改善が必要な事項>

- i) 管理運営に関しては特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

大学院生数を増加させる努力を続けていく一方で、少数性から生じている現在のきめ細かな指導・運営管理体制を維持し、より効率的で適切な管理運営を行っていく。

＜問題点の改善方法＞

特になし。

12-3-9 法学研究科

目 標

- a) 教育活動および大学から研究科に課せられたミッションを効率的に遂行するために、委員会方式を活用するとともに、研究科長と研究科が一体となって業務を遂行する。

現状説明

1) 研究科教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科教授会等の役割とその活動の適切性

教授会の権限と役割は「大学院学則」および「大学院研究科教授会規程」に明記されており、教学関係の原則は遵守されている。本研究科教授会は研究科運営の中心機関であり、その決定に基づいて研究科が運営されている。教授会は研究科教授会規程第2条に基づいて組織され、原則として月1回開催される。研究科長が議長となり、全員が対等な議決権を有している。

また、大学院FD活動および大学院自己点評価など業務の分担執行が適当と判断される活動に関しては、研究科教授会の下に別途委員会（ないしは部会）を設置し、その活動に当たっている。

このように法学研究科教授会－研究科委員会（部会）という意思決定と施策の実施方式が確立されている。

項目番号 247)

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割の適切性

研究科教授会は、東海大学大学院研究科教授会規程第2条1項に基づいて組織されているが、同条2項が「研究指導補助資格を有する教員も教授会構成員とすることができる」としていることから、毎年度最初の研究科教授会で1項該当の教員の同意を得たうえで、全法学部教員が本研究科教授会に参加することを常としている（「大学院法学研究科教授会の運営に関する覚書」）。したがって、通常の研究科教授会は学部教授会と同じ構成員によって討議・運営されており、極めて密接な関係にあるといえる。なお、規程第2条1項の研究科教授会を開催する必要がある時は、研究科長がその旨を宣言し、第2条1項の教授会が開催される。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 教育活動および大学から研究科に課せられたミッションを効率的に遂行するために、委員会方式を活用するとともに、研究科長と研究科が一体となって業務を遂行する。

研究科内部の管理運営はスムーズに行われおり、大学から研究科に課せられた任務については、研究科長および研究科が一体となって効率的に遂行されているといえる。研究科としての決定が必要な事項については、教会の決定を経て実施し、業務の分担執行が適当と判断される活動については委員会に委ねている。この法学研究科教授会－研究科委員会（部会）という意思決定と施策の実施方式は、意思決定と具体的実行の観点から適切であると考えられる。特に、2009年度に設置された大学院FD活動部会は、広くカリキュラムの再検討も含めて研究科としてのFD活動のあり方等の検討を進め、その成果を上げつつある。

<長所としてあげられる事項>

- i) 大学院研究科教授会等と学部教授会との極めて密接な相互関係が形成・維持されている。
- ii) 委員会方式を積極的に採用するとともに、委員会への委託事項を明確にすることによって、研究科内の業務の役割分担が明確にされている（委員会には学部と共通するものが少なくないが、大学院独自のものとして、2009年度には大学院FD活動部会などの3委員会および部会が設けられている）。

＜改善が必要な事項＞

i) 現在のところ、研究科内の管理運営に関して問題は生じていない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

i) およびii) とともに、これまでの施策を継続することによって、学部と研究科の相互連携および研究科内部の相互協力を促進する。

＜問題点の改善方法＞

とくに問題はないと認識しているので、これまでと同様の教員の合意に基づく研究科運営を継続する。ただ、委員会活動をどのように発展・継続させていくかがこれからの課題といえる

＜問題点の改善方法＞

とくに問題はないと認識しているので、これまでと同様の教員の合意に基づく研究科運営を継続する。

12-3-10 人間環境学研究所

目 標

- a) 本研究所のカリキュラムの性質上、専門を異にする教員が在籍していることで、意見の集約と情報の公開が重要である。そのために必要となる役職や委員会を設け研究所の運営を円滑に進める。

現状説明

1) 教授会、研究所委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

本研究所は、研究所長のもとに「人間環境学研究所教授会」を設け、研究所にかかる重要案件について審議・承認の作業を行っている。また、教授会とは別に、「大学院評価委員会」および「研究指導教員資格審査委員会」を設けて、評価および教員の資格審査を行っている。加えて、「入試委員会」を設け、大学の入試企画専門委員会に対応する担当教員を選任して、それらの委員会との連携を図っている。それら委員会の結果に関しては、教授会で報告している。

また、本研究所の専門を異にする教員の意見交換、連携強化や教授法の向上等の目的で、「人間環境研究会」および「FD研究会」を設けている。この研究会は年数回開催しており、テーマによっては学生参加も可とするオープン形式で実施している。

そのほかに、大学と連携して教務全般を代表して担当する常任教務委員、広報を代表して担当する常任広報委員を配置するとともに、学生の就職のために就職委員を学部と兼任で配置している。

これまでにそれぞれの委員会は機能的に運営されており問題はない。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究所は教養学部人間環境学科の上に設置された研究所であり、学科・課程との連携は十分に行っているが、学部教授会との直接的な相互関係はみられない。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本研究所のカリキュラムの性質上、専門を異にする教員が在籍していることで、意見の集約と情報の公開が重要である。そのために必要となる役職や委員会を設け研究所の運営を円滑に進める。

本研究所は円滑な運営がなされており、目標は達成している。

<長所としてあげられる事項>

専門を異にする多様な分野の教員の意見集約のために「人間環境研究会」および「FD研究会」などの独自の委員会を設けて積極的な意見交換や連携強化を図っている。この研究会は、内容やテーマにより学生参加型で実施している。

<改善が必要な事項>

それぞれの教員のスケジュール調整が極めて困難で、教授会をはじめとして各委員会への教員の出席率が70%程度に止まっていること。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

今後も「人間環境研究会」や「FD 委員会」を積極的に開催することで（2009 年度実績で年 4 回：予定も含む）、教員間の意見交換や連携強化を図り、本研究科のより円滑な運営を図る。

＜問題点の改善方法＞

昼休みや授業終了後等の時間帯に委員会を開催すること等を検討して、教員の出席率を向上させる（2009 年 11 月に試行的に実施）。

12-3-11 芸術学研究科

目 標

建学の精神に基づく本研究科の理念・目的である、芸術ならびにその関連領域の理論的研究と、その現代的課題の究明、表現技術の研究・教育のために、以下の到達目標により管理運営を行っていく。

- a) 到達目標：音響芸術専攻、造型芸術専攻2専攻の各教員組織を研究科教授会にて統括し、円滑なる管理運営を目指す。
- b) 異なった専門性を有する両専攻の専攻会議を開催し、各専攻主任がそれを統括し、それぞれの管理運営を目指す。
- c) 必要な運営案件に関し、各種委員を任命して両専攻での密接なる連携を目指す。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科では月1回の大学院研究科教授会を開催し、教員間の連絡調整の場として機能している。そして音響芸術専攻、造型芸術専攻においても、各々が必要に応じ随時専攻科会議を開催して、緊密に連絡を取り合っている。また研究科長を中心に、両専攻主任、およびそれぞれの必要に応じた案件に教務、広報、評価等各種委員を加えて研究科内のさまざまな問題に対応をしている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

現在、大学院芸術学研究科教授会の構成員は、全員教養学部専任教員を兼務しており、当然学部教授会の構成員でもあるため、必然的に双方の立場で連携を行っている。

点検・評価

<目標の達成度>

基本的に、2専攻が各々の専門的立場に基づく専攻会議で種々の案件を調整し、その上で研究科教授会にて管理統括することによって、均衡のとれた役割分担がなされている。その円滑な運営と同時に、全教員が学部と兼務していることで、研究科との密接な連携が行われている。

<長所としてあげられる事項>

- i) 全教員が学部の教員を兼務していることにより、密接な連携が可能な点。
- ii) 芸術分野において性格の異なる2専攻が互いに相手を尊重する姿勢が基本にあること。

<改善が必要な事項>

- i) 組織運営のため必要な会議のための準備や書類に作成といった事務作業の分担に偏りがあること。
- ii) 教育の方法、および演奏に対する制作といった芸術表現の方法といった互いの専門性の相違から、統一的な運営に困難な場合があること。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

- i) 研究科として議論すべき案件は多く、両専攻会議はもとより、必要に応じた研究科長と両専任の事前調整により、無駄のない会議の進行と一層円滑な研究科の運営を図っていくこと。

<改善の方法>

- i) 両専攻会議ばかりでなく、必要に応じて事務作業分担の偏り改善のためにも適宜小委員会を編成し、個別・集中的な検討の結果をもとに全体の合意形成を図る合理的な運営を十分機能させていく。
- ii) 各専攻会議での検討結果を踏まえ、教授会で確認と調整を行い、両専攻で運営形態の統一できるものと、できないものを選別しながら、それぞれに適切で柔軟な対応を行っていく。そして、それらの具体的な指標として作成したミッション・シェアリング・シートを活用し、中期的な計画として達成目標と行動目標を掲げる。

12-3-12 国際地域学研究科

目 標

a) 研究科運営の組織的活性化と情報共有化

大学院教授会は研究科運営に関する意思決定機関であるが、学則第6条に規定されている審議の場のみならず、大学院研究科所属教員が情報共有する場でもある。教育力アップを図るため、学生の教育支援に向けた情報共有と適正・公正かつ円滑な大学院管理・運営を目指す。大学院をさらに組織活性化するためにも、意思決定の透明性を高めるとともに組織的な教員同士の協力関係をさらに強化する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

大学院教授会は必ずしも毎月ではないが懸案事項がある都度、年間にして7～8回開催され、その他、入試判定、卒業判定などの会議が年間4～5回ほど開催されている。教授会では大学院運営に関わるさまざまな事柄が審議され決定されている。主に、教学・事務・研究に関わる事項が審議の対象となっており、大学院研究科の改組改編もまた検討課題である。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

大学院教授会メンバーは学部教員と兼担しておりすべて学部教授会メンバーでもある。双方の議案は密接に関わっており相互に関連して管理運営がされている。双方機関の関係は適切であり現段階では特段問題はない。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 大学院教授会運営においては、単に大学院運営委員会などの情報伝達だけではなく教育支援・学生情報に関する教員同士の情報交換・共有が行われている。また大学院教授会で議論されたことは、湘南校舎をはじめ本学全キャンパスとの間で毎月開催される大学院運営委員会において最終的に決定されるシステムとなっている。このような運営やシステムは、組織の活性化、情報の共有化など組織対応の向上に大いに貢献しており目標は達成している。
- b) また、修士論文指導などにおいては複数指導体制で臨むケースもあり、組織的な教育支援として有効であった。この結果、教育力のアップが図られ、組織活性化、教員同士の協力関係の強化につながり目標の達成に大いに貢献した。

<長所としてあげられる点>

- i) 上位の会議体である大学院運営委員会の議事録は、大学院教授会の際に報告事項として研究科内教員に伝達され教員の共有情報となっており、適切な情報公開を実施している。
- ii) 学部や大学院における情報や管理運営に関わる懸案は研究科内で議論され、教授会メンバーで情報は共有されている。

<改善が必要な事項>

- i) 本研究科としての、教育環境改善、運営改善への研究科全教員による組織的な対応。
- ii) 研究科内における、直面する課題や抱える問題点の共有意識。
- iii) 意思決定の透明性と、教員間の組織的な協力関係。
- iv) 教授会以外における闊達な議論の場の創出。

将来の改善・改革に向けた方策**<長所の伸長方法>**

- i) 管理運営上の対象事項についての研究科教授会での審議や情報共有はそのつどなされており、特段問題はない。重要な点は今後さらに一層情報の共有化と迅速・適切な審議を進めていくことにある。大学院メンバーは学部構成員でもあり、意思疎通は十分果たされている。この長所を教育・研究さらには管理運営においても大いに伸長させていく。
- ii) すでに将来に向けたな展開方向などについて、教授会とは別に、2009 年度は 3 回ほど教授会メンバーが参集し意見交換を実施してきた。今後も意見交換を設定し、将来の方向や指導法などについて闊達な議論の場を創出していく。

<問題点の改善方法>

- i) 大学院を発展させるためにも、育成すべき人材像を明らかにしつつ、大学院の将来的方向性、学生確保、教育支援の方法、卒業後の活躍の場など、教育環境改善、運営改善に向けて、研究科全教員が組織的に対応できるよう継続して改善に努めていく。
- ii) 大学院を発展させるためにも、育成すべき人材像を明らかにしつつ、大学院の将来的方向性、学生確保、教育支援の方法、卒業後の活躍の場など、直面する課題や抱える問題点を研究科内メンバーとも常に共有意識をもって解決していく。
- iii) 大学院をさらに体制強化するためには、直面する課題や問題点を共有しつつ、大学院運営を組織的に強力に推進するには意思決定の透明性を高めると同時に、組織的な協力関係をさらに改善していく。
- iv) 今後も教授会以外にも意見交換を設定し、将来の本研究科の目指すべき方向や大学院生の指導法などについて闊達な議論の場を創出していくことにより、課題の改善を目指す。

12-3-13 理学研究科

目 標

- a) 専門分野の基礎学力を充実させ、応用力を身につけた人材を育成するため、研究科構成教員が施策を議論し組織的に問題解決にあたる。このため、学部同様、研究科長を中心にして意思決定や施策方針の決定を公正かつ透明に行い、学部と一貫して研究科の組織的教育・研究活動を促すことが目標である。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科では、所属の全専任教員による大学院教授会を（8月、2月を除き）毎月1度開催され、通常、学部教授会の直後に開催される。研究科長が、大学院運営委員会の審議事項を審議し、報告事項を報告している。審議事項については、大学院教授会の承認を得て決定される。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

理学部の教員の多数が、大学院研究指導資格を保有しており本研究科は、十分な規模と組織を有しているといえる。本研究科では、研究科長、専攻主任、4学科の主任、基礎教育研究室の主任および研究科と学部の常任教務委員によって構成される主任会議を毎週開催している。この会議で研究科の運営に必要な事項を検討し、各専攻の教員に伝えている。学部との連携が必要な研究科運営事項についても議題に取り上げて検討しており、本研究科と理学部がよく連携されており、研究科長と一般教員の間で意思疎通も図っている。また、大学院常任教務委員と学部常任教務委員はそれぞれの常任教務委員会に出席し、常任教務委員会の報告を適宜行っている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 専門分野の基礎学力を充実させ、応用力を身につけた人材を育成するため、研究科構成教員が施策を議論し組織的に問題解決にあたる。このため、学部同様、研究科長を中心にして意思決定や施策方針の決定を公正かつ透明に行い、学部と一貫して研究科の組織的教育・研究活動を促すことが目標である。

意思決定や施策方針の決定は、研究科構成員の間で議論された上で、公正かつ透明に行われ、現状では適切である。本研究科の教員は学部教員も兼ねており、運営管理についても学部教育から一貫性が保たれていてスムーズな運営がなされ目標を達成している。

<長所としてあげられる事項>

学部・研究科の情報共有がなされ、教員が施策を議論し組織的に問題の解決に当たっている。

<改善が必要な事項>

各専攻内での研究分野および専門教員の配置の適切性を組織的に検討するシステムが研究科内に設置されていない。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

教員が施策を議論し、組織的に問題を解決する方策を今後も継続する。

<問題点の改善方法>

研究科では、専門に対応できる基礎力と応用力を身につけた人材を養成するため、各専攻内での研究分野および専門教員の配置の適切性を組織的に検討するシステムを構築する。

また、研究科の組織的教育・研究活動を促すための各専攻内で研究分野を調べ、専門の教員が適切に配置されているかを検討する PDCA サイクルを（項目番号 247）に示す主任会（本研究科教員）で構築する。

12-3-14 工学研究科

目 標

- a) 本研究科における教育・研究を組織的かつ効率的に実施するために、適切な管理運営を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

研究科には7つの委員会を設置している。主任・教務委員会は全専攻の主任および教務委員で構成され、研究科の運営方針を決定する。広報委員会は、本研究科に関する広報活動を実施する。評価委員会では、研究科自身の評価を実施する。業績審査委員会では、教員業績を審査する。研究指導教員資格再審査委員会は、教員の指導資格を審査する。国際学術交流委員会では、学生の英語教育および国際交流を促進する。将来構想委員会では、研究科の将来像を検討する。各委員会の審議内容は主任・教務委員会で有機的に連携するとともに、教授会で全教員に周知共有する。なお、重要案件に関しては教授会で承認される。以上のように、本研究科は委員会活動を中心に適切に運営されている。また、他の研究科との情報共有に関しては、大学院運営委員会での審議・報告事項が教授会で研究科長より伝達される。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科の教員は、工学系の学部にも所属している。研究科教授会と学部教授会は毎月行われ、年に数回は合同で教授会を開いており、両教授会の意思疎通は十分である。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本研究科における教育・研究を組織的かつ効率的に実施するために、適切な管理運営を行う。
各委員会および教授会は適切に機能している。たとえば、国際学術交流委員会は、本学とタイ国モンクット王ラカバン工科大学との留学生交換の推進、英米人による英語プレゼンテーション科目の実施、学生の TOEIC 受検推進など、きわめて積極的に活動している。また、広報委員会では研究科紹介パンフレットの作成、FD 委員会では授業アンケートや授業参観の企画、評価委員会ではミッション・シェアリング・シートの立案などの活動を実施している。

<長所としてあげられる事項>

本研究科の教員は工学系の学部にも所属しており、両部門の情報伝達および相互理解は十分である。

<改善が必要な事項>

教員の人事異動や学部の改組等により学部において同一学科であった教員が、大学院では異なる専攻に所属するケースがあるため、該当する教員に指導を受ける進学学生の教育環境が不必要に変化することがある。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

本研究科の教員は工学系の学部にも所属しており、両部門の情報伝達および相互理解は十分である。この相互理解をさらに深めるため、両部門での同種委員会の交流の活発化を図る。

＜問題点の改善方法＞

学部において同一学科であった教員が、大学院では異なる専攻に所属する場合には、学生の進学に支障がないよう、所属が適当でない教員の配置を見直す。

12-3-15 芸術工学研究科

目 標

- a) 建学の精神や大学の基本理念を教育に円滑に反映させるための管理運営体制を確立する。
- b) 学則および大学院研究科委員会規程に準拠し、適切に運営を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本学では学則第 45 条において大学院に運営委員会および研究科教授会を置き、それぞれ規程を定めている。大学院運営委員会は大学院運営委員長、学長、各研究科長、大学院を置く学部長等で構成され、大学院運営に関する基本的な重要事項を審議している。

研究科教授会は学生の研究および教育、学事、学生指導、学籍異動、学位論文審査、教員の資格審査等に関する事項について審議している。研究科教授会は学部同様、月 1 回開催を原則に、毎回ほぼ全員の出席をもって定期開催されている。また、緊急審議を要する場合は臨時教授会を開催することもある。教授会の管理運営にあたっては、研究科長、専攻主任、教務委員からなる運営組織を以て、大学院運営委員会からの諮問事項等に提案書を作成するなど、事前準備を行うことにしている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

研究科教授会は 1963 年制定の東海大学大学院研究科教授会規程に準拠し、研究科長、研究科専攻主任、研究指導教員、研究指導補助教員ならびに学部長で構成される。したがって大学院と学部の相互関係と連携協力体制は十分に整備されている。

本研究科の重要な事項は芸術工学部定例教授会において研究科長が逐一報告し、情報を公開している。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 建学の精神や大学の基本理念を教育に円滑に反映させるための管理運営体制を確立する。
管理運営組織および教員間の密なネットワークを以て、研究科の運営に必要な情報の伝達は過不足なく円滑に行われている。
- b) 学則および大学院研究科委員会規程に準拠し、適切に運営を行う。
本研究科は明文化された規定に基づき適切に業務遂行にあっており、本来果たすべき使命はほぼ円滑に機能しているため、目標は達成されていると考えられる。

<長所としてあげられる事項>

研究科教授会においては教学を基軸とする大学院運営的内容だけではなく、修士研究の進捗状況、教育指導上の問題点、情報交換などを毎回議題に取り上げるなど、情報共有のためのきめ細かい配慮を行っている。

<改善が必要な事項>

現段階において積極的に改善を要する事項は見当たらない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

現在行われている研究科長、専攻主任、教務委員からなる運営組織の維持と連携の強化、および研究科所属教員間のネットワークの維持と強化をさらに促進する。

＜問題点の改善方法＞

現段階において改善を要する事項は見当たらない。

12-3-16 産業工学研究科

目 標

- a) 東海大学大学院研究科教授会規程に基づき、研究科教授会を定期的を開催し、審議を滞りなく実施するとともに、学部教授会との連携を継続する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科は、原則として毎月1回の産業工学研究科教授会を定例で開催し、東海大学大学院研究科教授会規程に基づいた審議事項を審議し、教員間の情報共有を適切に行う。また、教員への事務的な連絡事項は随時電子メールにより実施している。大学院運営委員会での決定事項・報告事項は、同じ月に開かれる教授会の議題として研究科教員の全員に周知している。重要な事項については文書を配付している。研究科内には、全学レベルの委員会とは別に、次の4委員会を設置している。①教務委員会、②再審査委員会、③評価委員会、④広報委員会。これらのうち再審査委員会は、教員の研究業績などを再評価（3年に1度）することを役割とする。また評価委員会は、ミッション・シェアリング・シートや自己点検・評価報告書に盛り込んだ行動目標について、その進捗状況をチェックする機能を果たしている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科の教員はすべて基礎となる学部にも所属しており、その学部教授会の開催時間を産業工学研究科教授会の直後に設定し、会議場所についても隣接した場所を設定している。これにより、すべての教員が研究科教授会と学部教授会の両方に出席できる環境があり、相互の関係は適切といえる。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 東海大学大学院研究科教授会規程に基づき、研究科教授会を定期的を開催し、審議を滞りなく実施するとともに、学部教授会との連携を継続する。

本研究科の教授会は東海大学大学院研究科教授会規程に基づいた審議内容および教授会の時間・場所などの設定面において適切に運営されている。以上のことから目標は達成されている。

<長所としてあげられる事項>

本研究科の教授会と学部の教授会を同じ日の連続した時間に設定し、場所としても無理のない設定となっている。これにより、研究科教授会と学部教授会の両方に出席でき、情報の共有が円滑に行われる。研究科内の事務的な連絡はメールで行っているため、研究科教授会では実質的な会議運営が実施できている。

<改善が必要な事項>

特になし。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

現行の教授会の運営方法を今後も継続する。

<問題点の改善方法>

特になし。

12-3-17 開発工学研究科

目 標

- a) 学士課程との連携を図り、研究環境の整備と高度な研究教育の維持運営を目指す。
- b) 開かれた大学院として地域社会にその成果を公開、社会的責任を果たす。
- c) 組織と機能、役割と権限のあり方を見直し、適正な研究科運営を図る。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本学大学院学則第13章第45条、ならびに大学院研究科教授会規程第1条に基づき、開発工学研究科教授会が設けられている。研究科教授会は、その研究科の基礎となる学部の学部長、研究科専攻主任、研究指導資格を有する教員を以って組織されている。また、研究指導補助資格を有する教員も教授会構成員とすることができ、さらに若干名の幹事を置くことができる。

研究科教授会は、研究科長が招集して議長を務めることになっているが、研究科長が必要と認めた場合、他の教授会構成員に代行させることができる。また、研究科長は必要に応じて、教授会に関係教職員の出席を求めることができる。なお、全構成員の3分の2以上の出席がなければ、教授会を開くことができない。研究科長は、必要に応じて主任教授会、その他委員会を開くことができる。

教授会での決定事項は、総長の承認を得て施行している。また、必要に応じて主任教授会、その他委員会を開くことができる。教授会には記録係を置き、議事録を作成させており、学部長がこれを保管している。本研究科では、以上のように研究科教授会は適切に運用されている。なお、教授会での審議事項は、大学院研究科教授会規程第6条に以下の通り定められている。

〔研究科教授会での審議事項〕

- ア. 学生の研究および教育、その他学事に関する事項。
- イ. 学生の指導に関する事項。
- ウ. 学籍異動に関する事項。
- エ. 学位論文審査に関する事項。
- オ. 教員の資格審査に関する事項。
- カ. 大学院運営委員長および大学院研究科長の諮問に関する事項。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

大学院各研究科が学部・学科に対応していることにより、研究科教授会と学部教授会は、単位認定など密接な連携が図られている。多くの研究科教員が学部教員との兼任であり、継続的な研究指導につながっている。そのため、研究科教授会は学部教授会終了後に開催し、学部と関連する案件についても、審議承認している。このように、研究科教授会と学部教授会との間の相互関係は、適切に連携が図られている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 学士課程との連携を図り、研究環境の整備と高度な研究教育の維持運営を目指す。
大学院各研究科が学部・学科に対応しており、研究科教授会ならびに学部教授会で審議した情報を双方が共有しているため、この点は達成しているといえる。
- b) 開かれた大学院として地域社会にその成果を公開、社会的責任を果たす。
産学連絡協議会と連携して、アカデミック&サイエンスフェアなどへの参加、研究発表の奨励などを行い、本研究科の研究活動を地域に還元する機会を設けている。

c) 組織と機能、役割と権限のあり方を見直し、適正な研究科運営を図る。

研究科長、研究科教授会、研究科に関わる各種委員会は適切に運用され、学士課程との情報共有や学士課程とまたがる事項への柔軟な運用など、問題なく機能していると言える。

<長所としてあげられる事項>

大学院運営委員会での決定事項は、研究科長が月1回開催される研究科教授会にて、漏れなく報告している。また、大学院各研究科が学部・学科に対応していることで、研究科教授会ならびに学部教授会で審議した情報を共有できるという利点がある。

<改善が必要な事項>

研究科教授会にて、大学院運営委員会での決定事項伝達および報告を行うため、どうしても遅れが生じるのは否めない。また、学部から研究科へと継続した研究指導にメリットがある反面、教員も学部と兼務であるため、さまざまな負担を強いられている。研究科教授会のみならず、兼務の各種委員会が少なからず研究指導に影響を与えている。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

慣例により、学部教授会終了後に研究科教授会を開催しているため、学部と研究科共通の情報が共有されている。

<問題点の改善方法>

大学院運営委員会の決定事項を遅滞なく報告するには、電子媒体等の方法を以って配信するなど、改善すべきである。また、各種委員会は必要最低限に整理統合することで、教員の負担を軽減すべきである。委員会を統合して、研究指導以外の職務負担を軽減することが、教育の質の向上へとつながり高い評価を得ることになる。その問題点の改善方法として、以下のことを実践している。

- ア. 迅速な情報収集と発信。
- イ. 現状認識と改善案の提案。
- ウ. 各種委員会の適正人数の検証、各種組織の必要性の検討。

12-3-18 海洋学研究所

目 標

- a) 本研究所は4専攻からなり、主に海洋学部の10学科・専攻中の9学科・専攻からの学生を受け入れている。海洋学は広範な学問分野を含む学際的な領域であり、本研究所では幅広い視野を有し、総合的な判断力を持ち、柔軟で適応力のある研究者および高度な専門的能力を有する人材の育成を目標としている。この人材育成目標を達成するために、専攻の枠を超えた研究・教育の協力体制を構築する。

現状説明

1) 教授会、研究所委員会

項目番号246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

研究所全体の重要検討事項は研究所教授会において審議・決議される。大学院運営委員会からの諮問事項もここで審議される。各専攻では年2回以上、教授会を開催し、主に大学院入試に関する検討、修了判定・修士論文審査等を審議する。4専攻全体に関わる諸問題は専攻主任会議および研究所評価委員会にて議論している。評価委員会のメンバーには各専攻主任教授が含まれ、主に研究環境の整備、研究所としての将来目標の設定、研究所の構成の再検討等を検討する。専攻主任会議では学生の居室の整備、奨学生の選考等、具体的な施策を議題としている。研究所独自の専門委員会は設置されていない。

項目番号247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究所は海洋学部と密接に連携している。学部教員の大部分が大学院に所属しており、かつ、大学院生の数は学生数の10%程度であることから、大学院の運営は海洋学部の運営体制に沿って実施している。

点検・評価

<目標の達成度>

大学院所属教員は全員が学部教授会に所属するため、学部教授会での議論は大学院研究所教授会にも直接反映され、効率的に運営されている。各専攻の教員は、海洋学部の複数の学科から構成されているため、専攻主任会議および研究所評価委員会での議論は、専攻の枠にとらわれず、建設的な提案がなされている。しかし、本研究所各専攻には独自の予算がなく、このために、大型分析機器または海洋観測機器の共同利用・管理システム構築など、研究・教育環境の整備に関する提言をまとめても、それをすぐに実現する方法がない。

<長所としてあげられる事項>

- i) 学部教授会と研究所教授会が機能的に連携している。
- ii) 専攻主任会議および研究所評価委員会では、専攻の枠にとらわれず、建設的な提案がなされている。

<改善が必要な事項>

- i) 研究所としての提言を実現するための予算措置がない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 専攻主任会議および研究科評価委員会を中心に、本研究科の将来構想を継続的に議論し、実現に向けての具体策を提言する。

＜問題点の改善方法＞

- i) 研究科独自の運営資金を調達する。
本研究科の目標である学際的な領域での人材育成に向けて、専攻科の枠を超えた研究科全体での研究設備の充実、研究体制強化のため、科学研究費、文部科学省 GP 費などの外部資金獲得を目指して努力する。

12-3-19 理工学研究科

目 標

- a) 本研究科は理念・目的を達成するために、統一かつ速やかな意思決定とそのプロセスの可視化を実現する管理運営を目指す。また、教育・研究の制度、政策、他大学等の動向等、大学院運営委員会および学部長・研究科長懇談研修会等で得られた大学院関連の情報を正しく伝え、これらの問題に対する教員の認識を深化させる。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

東海大学大学院研究科教授会規程にのっとり、研究科教授会が設置されている。本研究科教授会の構成員は、生物理工学部長、研究科専攻主任、研究指導資格を有する教員、研究指導補助資格を有する教員である。本研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席を以て原則毎月1回開催され、

- (1) 学生の研究および教育そのほか学事に関する事項
- (2) 学生の指導に関する事項
- (3) 学籍移動に関する事項
- (4) 学位論文審査に関する事項
- (5) 教員の資格審査に関する事項
- (6) 大学院運営委員長および大学院研究科長の諮問に関する事項

について審議し、上部組織である大学院運営委員会に諮られる。

本研究科には、大学院教務委員を置き、研究科長の補佐を務めるとともに学生への連絡および専攻間・研究科間の連絡調整、単位互換協定先の大学との連絡調整を行っている。また、本研究科の各専攻に専攻主任を置き、専攻主任はカリキュラムの管理、学事予算の管理、学位審査スケジュールの管理、大学院入試問題の作成、奨学金の配分等専攻の運営全般に責任を持って当たっている。

研究科教授会の審議を経て、研究科内に必要に応じて各種委員会を設置することがある。新規に研究指導教員または研究指導補助教員を担当する場合の資格審査は研究科資格審査委員会、3年に1度実施される研究指導教員資格再審査は研究科資格再審査委員会、研究科教授会での報告を経て、大学院運営委員会に諮られる。これら資格審査に関わる基準は明文化されており、委員の選定も研究科教授会の審議を経るため透明性は確保されており、研究科の運営体制として適切である。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科教授会の構成員は、全員本研究科が基礎とする学部（生物理工学部）の教授会の構成員であり、当該教授会の構成員の7割以上を占め、ほぼ毎月開催される研究科教授会は学部教授会に引き続き開催される。従って、学部教授会での審議内容と研究科教授会の審議内容とが乖離することはなく意思疎通は大変良く、透明性も高い。また、本学に統合前の北海道東海大学では、学部運営に関する学部長の諮問機関として学部主任教授会を設置し、研究科長または研究科教務委員が必ず参加して協議し、学部と研究科間の統一かつ速やかな対応を行ってきた。本学との統合後の現在も引き続き主任教授会を開催し、学部運営と研究科運営に大いに貢献している。

点検・評価

＜目標の達成度＞

a) 本研究科は理念・目的を達成するために、統一かつ速やかな意思決定とそのプロセスの可視化を実現する管理運営を目指す。また、教育・研究の制度、政策、他大学等の動向等、大学院運営委員会および学部長・研究科長懇談研修会等で得られた大学院関連の情報を正しく伝え、これらの問題に対する教員の認識を深化させる。

研究科教授会は、東海大学大学院研究科教授会規程にのっとり、生物理工学部教授会に引き続き開催され、学生の教育・指導、学籍移動、学位論文審査、教員審査等について厳正に審議し速やかな意思決定を行っている。また、大学院運営委員会における審議事項、報告事項、そのほかの内容について研究科長より詳細に報告され、大学全体における教育・研究の方針等の情報が教授会構成員に正しく伝えられるよう配慮されている。研究科教授会は、議事資料および議事録が整理されており、管理・運営上の目標を達成している。

＜長所としてあげられる事項＞

本研究科教授会では、東海大学大学院研究科教授会規程にのっとり透明性が高い意思決定を行っており、学部主任教授会に研究科長または研究科教務委員が参加するなど、学部教授会との透明性・統一性を確保するための意思決定プロセスが工夫されている。

＜改善が必要な事項＞

本学との統合による大学院組織の巨大化のため、大学院全体についてどのような議論が進められているのか、またどのような改革の方向性が話し合われているのかなど、研究科として十分情報が把握できていない面がある。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

2012年度に予定されている生物理工学部と本研究科の改組・改編の議論に際し、学部一大学院の一貫教育を考慮した改組案をとりまとめるため、研究科改組案を学部主任教授会においても議論し、学部との連携をより一層強化する。

＜問題点の改善方法＞

東海大学教育審議会、大学評価委員会等における議論について情報を入手し、研究科長より研究科教授会において詳細に報告し、情報を共有化する。

12-3-20 農学研究科

目 標

- a) 大学院運営委員会の下部組織として、研究科における最終意思決定組織である教授会を構成しているが、研究科の教育研究理念が反映した運営を推進するために適切な判断と論議がなされることを目標としている。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科教授会は、規定上その研究科の基礎となる学部の学部長および研究科専攻主任ならびに研究指導資格を有する教員をもってこれを組織することとなっているが、本研究科では、研究指導補助資格を有する教員も教授会構成員とすることができるという条項（東海大学大学院研究科教授会規程第2条の2）を採用し、研究科を構成するすべての教員、すなわち、職位に関係なく研究指導教員および研究指導補助教員全員が参加し、研究科に関するすべての議決に関わっている。研究科教授会の審議事項は学生の研究および教育、その他学事に関する事項、学生の指導に関する事項、学籍異動に関する事項、学位論文審査に関する事項、教員の資格審査に関する事項、大学院運営委員長および大学院研究科長の諮問に関する事項と規定されている（東海大学大学院研究科教授会規程第6条）。しかし、本研究科では、教員のFDや学生募集等、その他研究科に関わる必要なすべての事項を教授会で論議し、研究科としての適切な運営を推進している。また、研究科長の諮問機関として研究科評価委員会が設けられており、教育研究および管理運営面での種々の検討事項を論議し、それらの結果を研究科教授会で審議する体制をとっている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科担当教員は学部担当教員の中から資格審査で選抜された教員であるが、本務が学部であるため、全員が学部教授会の構成員である。したがって、学部教授会と研究科教授会は同一日に連続して開催され、相互に連携が必要な事項については、共通して議論できる体制となっている。

点検・評価

<目標の達成度>

本研究科教授会では毎月大学院運営委員会で議論された内容・議題および研究科の教育・研究ならびに管理・運営上必要な事項を論議し、その方法や、方策を決定している。とくにカリキュラムや入学試験など、研究科の運営上重要な部分に関わる問題については、ワーキンググループ（研究科評価委員会）を形成し、教授会で議論するたたき台となる素案の立案を行い、より充実した議論が行える体制をとっている。また、学部と共通で議論すべき事項については、同日に開催され、全員が参加する学部教授会で取り扱うなど相互に連携した体制となっている。大学院入試や論文発表会等の研究科の活動に関する周知も同様に学部教授会で行っており、連携した体制となっている。これらのことから、目標は達成できている。

<長所としてあげられる事項>

- i) 教授会の参加教員は教授のみではなく、研究科担当教員全員であるため、研究科の議論がすべての教員に周知され、研究指導補助教員が研究指導教員と同等の意識を問題点も含めて共有できる点が評価できる。

＜改善が必要な事項＞

- i) 研究科担当の事務部署がないため、教授会の事務作業を一部担当している教学課の業務が過剰となっている。そのため、教授会に関わる各種書類の手配、回収および整理などの事務作業に手間どることが少なくない。教授会の運営に関して、迅速かつ円滑な業務遂行のために研究科事務室等の組織づくりが必要と考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

本研究科は学部基礎を置く研究科であり、教授会の運営上、学科所属の教員が全員研究科に所属することが望ましい。共同研究や研究費の重点配分などの組織的な対応で、研究業績の蓄積を推進し、研究科所属教員の増員を図る。

＜問題点の改善方法＞

研究科の教育研究理念が反映した運営を推進するために適切な判断と論議を行う教授会では、適切な事務組織のサポートが必要である。したがって、教学課の担当職員の増員、又は研究科の専門事務室を設置し組織改善を図ることが必要である。

12-3-21 体育学研究科

目 標

- a) 長年にわたって、本研究科は体育学部に管理運営を大きく依存してきたが、近年、自立した管理運営が実質的にできるようになってきた。
それをさらに推進するために、管理運営に関する本研究科の内規等の整備を速やかに行うとともに、研究科の自立を印象づけるための工夫を行う。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

本研究科は、本学大学院学則 45 条に則り、本研究科教授会を設置している。本研究科教授会内規に基づいて運営される本研究科教授会は、研究科長によって招集され、本研究科の研究指導教員と専任の研究指導補助教員をもって組織される。原則として月に1度招集され、その中心の役割は、本研究科の教育研究が適切に行われるよう関連する事項を審議し決定することにある。

教授会が基本的な重要事項を審議決定するのに対し、現実に応じた運営上の案件を話し合う組織として本研究科運営委員会内規に基づいて、運営委員会が設置されている。具体的な機能は、教授会に議案を提出するための準備や、日常的に必要な決定を行う調整である。構成員は、研究科長、専攻主任と大学委員である入試企画専門委員、常任教務委員、常任広報委員、就職委員と、研究科に設置している研究科評価委員会、研究科 FD 活動委員会の長である。また FD 活動委員会、評価委員会、就職委員会、広報委員会、教務委員会が体育学研究科運営委員会や教授会を通して、適切な活動を行っている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本研究科は学部を基礎として設置されている。そのため、本研究科教授会には、体育学部長が参加することが内規として規定されており、体育学部教授会には、研究科の専任教員が全員参加する。また、体育学部運営委員会と体育学部主任・副主任会には、研究科長と研究科専攻主任が出席することが内規として定められている。このような学部教授会と研究科教授会の連携によって、教員人事、研究環境整備、また大学院への推薦入学者の選抜などが円滑に行われている。しかし、研究科教員の資格審査と資格再審査などは、研究科教授会が独自で行っている。

点検・評価

本研究科教授会が発展するために、学部との良好な連携を維持しながら、学部からの実質的なさらなる自立が必要になる。自立した管理運営ができるように、内規等の点検・評価、分掌の整備などを実施してきた。こうした状況にあって、2008 年度より体育学研究科運営委員会および教授会がいっそう自立した管理運営をするようになり、本研究科の独自性が具体的に進展している。

<目標の達成度>

- a) 自立した管理運営をさらに推進するために、管理運営に関する本研究科の内規等の整備を加速するとともに、研究科の自立を印象づけるための工夫を行う

本研究科教授会と体育学部教授会は、密接かつ良好な連携が行われている。また、研究科の自立のための、研究科教授会、同運営委員会などの内規や規定の明文化が順調に進捗している。しかし、依然として、研究科の外からは、学部に依存しているように見える部分が相当残存していることも否めない。

<長所としてあげられる事項>

本研究科と体育学部教授会とが連携すべき時は連携し、自立すべき時は自立した関係であることは長所である。つまり、体育学部を本務とする教員が、体育学研究科の多くの授業を担当し、かつ、体育学研究科の運営委員会および教授会を自立した組織として認識し、現実に即したバランスの良い管理運営にあたっている。

<改善が必要な事項>

本研究科が体育学部を基盤としているために、学部から研究科へと続く一貫した教育や施設・設備の共有等が可能となる半面、外部から見て研究科の独自性が見えにくい欠点も内在しており、改善の工夫が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

<長所の伸長方法>

本研究科と体育学部教授会の良好な連携関係を今後も維持する。

<問題点の改善方法>

大学院研究科の学生が増加しつつある状況で、本研究科のさらなる自立に向けて具体的作業を開始する。具体的に、研究科の看板や研究科専用掲示板、研究科関連部屋の表示など具体的に可視化しやすいことがらから速やかに整備する。

12-3-22 医学研究科

目 標

- a) 本研究科としての意思決定機関として大学院指導教員全員から構成される研究科教授会があり、その下部組織として大学院教育を立案運営する医科学専攻（修士課程）および先端医科学専攻（博士課程）の主任および副主任からなる大学院教育委員会がある。この業務内容を細分化し、2人を単位として構成される複数の作業部会にそれぞれの業務を分担し、専門化された業務内容をそれぞれの作業部会が責任をもって遂行する。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

役割の分担化に当たっては7つの作業部会を設け、それぞれが1) 入試・資格等の審査を遂行し、2) 履修科目・教員を改定を含めて毎年選定を行っている。また、3) 修士課程、博士課程においてそれぞれ年2回、年1回の個人面接を施行し、大学院プログラムの全体および個々の指導についての改善すべき点を見つけ出し、改革への足がかりとしている。4) FDを企画し、セミナーとe-ラーニング教材の選定を行い、各教員の履修を把握している。5) 待遇と環境改善、殊に病院業務に対する報酬の保障、託児所の確保を行ってきた。6) 制度改革の立案の役目を担い、具体的には学位審査制度の近代化、指導教員資格の厳格化はこれまでに行って、入学制度の改革に取り組み始めたところである。また、7) キャリアパス支援の任に当たっている研究科教授会は上部機関としてこれらの業務内容を評価し、それぞれの是非を決定する役目を担っている。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

研究科教授会の構成員のすべてが学部教授会の構成員であり、なおかつ前者の定期的開催は後者に引き続いて同日に行われるため、必然的に教育内容等に整合性が保たれるようになっている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本研究科としての意思決定機関として大学院指導教員全員から構成される研究科教授会があり、その下部組織として大学院教育を立案運営する医科学専攻（修士課程）および先端医科学専攻（博士課程）の主任および副主任からなる大学院教育委員会がある。この業務内容を細分化し、2人を単位として構成される複数の作業部会にそれぞれの業務を分担し、専門化された業務内容をそれぞれの作業部会が責任をもって遂行する。

研究科教授会－大学院教育委員会－作業部会という「立案」から「決定」、さらには「実施」に必要な教員組織作りが出来上がった。残るは、積極的に参加する教員を確保し、適材適所になるように役割を分担し、それぞれが責任を全うするばかりである。

<長所としてあげられる事項>

研究科教授会－大学院教育委員会－作業部会という組織が確立し、それぞれの組織の役割、個々の教員の役割を明確化することができた。

<改善が必要な事項>

実働部隊である作業部会を構成する教員の分担作業量に偏りがある。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

各教員の潜在力を最大限に発揮できるよう、本人の裁量幅を拡大し、より積極的な教育関与を誘導する。

＜問題点の改善方法＞

准教授を含む若手指導教員を積極的に登用することができるような、インセンティブを生む方策として、医学部教育および研究業績のみでなく、大学院教育への関わりが昇進要件となるよう、上部管理組織に働きかけ、2年以内に実現する。

12-3-23 健康科学研究科

目 標

- a) 本教授会は、本研究科の理念・目的・教育目標に沿った教育、研究、運営が行われるように規定にある事項を審議、施行することにある。そのため必要に応じた各種委員会の設置と研究科教員と教学課大学院担当事務職員との効率良い連携を目標としている。

現状説明

1) 教授会、研究科委員会

項目番号 246)

大学院研究委員会等の役割とその活動の適切性

東海大学大学院研究科教授会規程の第6条にある事項の審議がその役割であるが、その施行にあたって本研究科には、教務、広報、指導教員資格(再)審査、FD、博士課程検討、評価の各委員会が設置されている。さらに各専攻独自の取り組みのために、看護学専攻には将来構想委員会が、保健福祉学専攻には留学生支援および実習委員会が設置され、大学院生の定員充足を目指し魅力ある研究科の教育内容について、また大学院生の実習指導の有り方や適切な施設の開拓等健康支援の方策について討議し、活動している。

項目番号 247)

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

本学では大学院の教員が原則として学部にも所属する教員であるため、学部教授会と研究科教授会の相互関係は密接である。原則として月1回、学部教授会終了後に研究科教授会が開催されるため、学部推薦制度や先行履修制度等の両方に必要な情報に関しては効率よく適切に対応できている。また月1回、伊勢原校舎事務部長、事務部の関係課長と健康科学部研究科の代表教員が出席して健康科学部運営協議会が開催され主要な協議や報告が行われている。

点検・評価

<目標の達成度>

- a) 本教授会は、本研究科の理念・目的・教育目標に沿った教育、研究、運営が行われるように規定にある事項を審議、施行することにある。そのため必要に応じた各種委員会の設置と研究科教員と教学課大学院担当事務職員との効率良い連携を目標としている。

本教授会の運営は、東海大学大学院研究科教授会規程にのっとり行われている。2008年4月17日の本教授会において議決権を有する構成員として研究指導補助教員を新たに加えることを決定し現在に至っている。

本教授会において、研究科の理念・目的・教育目標に沿った教育、研究、運営が行われるよう各種委員会がそれぞれの目標の実現にむけて活動しており目標を達成している。

また、FD委員会が昨年度から独自の活動を開始、2009年度には、研究科教員による「研究指導の問題点」に関するグループワークおよび、カナダクマスタ大学教授による「学位の審査基準」について講演会を開催した。また2011年度のスタートに向けて本研究科では博士課程後期の設置準備を行っているが、研究科教員と教学課大学院担当事務職員との連携は作業分担の検討会を持ちながら効率よく進んでいる。

<長所としてあげられる事項>

2008年度に発足したFD委員会が今年度までに3回の講演会を開催し、その内容が適切であり、本研究科の課題である教育や学位審査基準の検討に活かされている。

<改善が必要な事項>

評価委員会において大学院生による現行の授業評価システムの点検・評価が行われていない。

将来の改善・改革に向けた方策

＜長所の伸長方法＞

- i) 2009 年度に活動方針の指標をつくり、毎年継続して内外の講演者による講演会と、学内教員によるグループワークを、各々年 1 回以上開催し、教員及び教育の質の保証のための PDCA サイクルをスタートさせる。

＜問題点の改善方法＞

- i) 2009 年度に現行の授業評価方法について、大学院生による聞き取り調査を行い、2010 年度には適切な授業評価システム案を構築する。